

## 第4章

# 法文学部



## 1 法文学部の創設（1949～1955年）

- （1）金沢大学の創設と法文学部の設置 .....238
- （2）法文学部の発足 .....241
- （3）初期の学科編成と教官の構成 .....242
- （4）法文学部の建物と研究室・講義室等の配置 .....244
- （5）進学者の専攻別分属問題 .....244
- （6）「逆コース」・学生運動と学部会 .....246
- （7）学生の就職斡旋と教員住宅の確保 .....247
- （8）大学開放講座と研究活動 .....248
- （9）一般教養課程との関係・教職科目等の設定 .....248

## 2 学科体制確立期（1954～1968年）

- （1）2学科から5学科への始動 .....249
- （2）警職法改悪反対と安保条約改定阻止闘争 .....250
- （3）教養部専任教官制と法文学部 .....251
- （4）校舎の新築とその前後 .....253
- （5）5学科体制の法制化 .....255

## 3 大学紛争と法文学部（1966～1971年）

- （1）学生会館をめぐる紛争 .....257
- （2）70年安保・ジェット戦闘機の市内墜落と学生運動 .....258
- （3）自衛隊員の構内立入りと学生の抗議 .....259
- （4）大学立法と学部会声明 .....259
- （5）学部封鎖と学部長軟禁・確約書問題 .....260
- （6）紛争の収斂と授業再開への道 .....261

#### 4 内部改革の取り組み（1969～1977年）

- (1) 学部教授会の一本化 .....262
- (2) 助手問題と助手の任期撤廃 .....264

#### 5 学部の分離改組とキャンパス移転問題（1967～1980年）

- (1) 大学院の設置と学部の分離改組 .....267
- (2) キャンパス問題 .....270
- (3) 3学部創設準備室の設置から法文学部の廃止へ .....272

## 第4章 法文学部

法文学部は、1949（昭和24）年5月より1980（昭和55）年4月まで約30年間活動した学部であるが、当時の金沢大学唯一の文系学部として独自の大きな役割を果たすとともに、今日の文学部・法学部・経済学部3学部の基礎をつくった。これらの3学部は、総合学部としての法文学部の成熟の結実として創設されたのであり、その意味でも、法文学部の歴史を叙述することには重要な意義がある。上記3学部のそれぞれの50年史においても、それらの前史としてかかわりのある限りで法文学部時代についての叙述がなされるが、法文学部史を別に編むことの意義をこのように認識し、文学部・法学部・経済学部より委員を選出し、その協力により法文学部史を編纂した次第である。

# 1 法文学部の創設（1949～1955年）

## （1）金沢大学の創設と法文学部の設置

金沢の地に帝国大学ないし国立総合大学を設立しようとする建議は、1911（明治44）年以来何回も行われていたが、実現をみななかった。しかし1947（昭和22）年の「教育基本法」及び「学校教育法」の公布による戦後学制改革を受け、同年11月に設立された北陸総合大学設立準備委員会は、1948年1月に8学部構想の北陸大学の設立を文部省に要請した。同年3月、文部省からは、法文学部など6学部編成をもって金沢大学の創設準備を進めるようにとの指示があり、また同年6月には、「新制国立大学実施要綱」（国立大学設置の11原則）により一県一国立大学設置という国の方針が明示された。こうして石川県知事と金沢医科大学・第四高等学校など金沢大学に統合される7学校の校長の連名で「金沢大学設置認可申請書」を文部省に提出し、金沢大学の設立へと進む。そのうち法文学部は、主として旧制第四高等学校の文科を母体ないし中心にして、その準備が進められた。そして、1949（昭和24）年5月31日、金沢大学の創設とともに、法学科と文学科の2学科からなる法文学部が設置された。

金沢大学及び同法文学部の創設の経緯について、金沢大学に保存されている「金沢大学創設資料」により、もう少しその細部について補足を行う。まず、北陸帝国大学の設立を目指して設けられていた在京顧問評議会の、1946（昭和21）年8月6日の協議資料が保存されているが、それによると、その創設すべき学部のところに、理学部・工学部・医学部・農学部と並んで「人文学部」とあり、哲学科（講座数10～8）、史学科（8～5）、文学科（8～5）、法学科（15～10）、経済学科（8～6）の5学科、講座数おおむね34～39講座とあって、敷地は金沢市野田町・長坂町としている。注目すべきは、その設立趣旨であって「北陸地方ノ特異性ニ鑑ミ且平和日本再建ノ現段階ニ即シ特色アル大学ヲ建設スルコトニ努メ講座ノ内容学科ノ名称及設備等必ズシモ既存ノ大学ノ例ニ囚ハレズ専ラ基礎

学ヲ重視シ総合ニ留意シ高学年ニ至リ始メテ専門学科ニ分化スルガ如キ着意ヲ以テ進ムルコト」となっている。これは文部省にも提出されていたようで、文部省側のマル秘資料「新制大学案」(広島大学大学教育研究センター・羽田貴史氏提供。1948年7月以降と推測されている)には、金沢大学の項に「学部：人文、学科：哲・史・文・法・経、切替学校：四高・高師」とある。さらに、「昭和23年1月」と手書きの書き入れがある「北陸大学設立趣意書」では、創設すべき学部・学科として、理・医・薬・工と並んで「文政学部 哲学科(講座数7) 史学科(5) 文学科(5) 政治科(8) 学生数200、敷地・大手町、利用し得べき兵舎」となっている。次に、1948年3月23日準備委員会提示の「国立北陸総合大学実施計画案」なる文書には、開設する学部として、医学部・薬学部・理学部・工学部・教育学部・美術学部及び農学部のほかに「法文学部」とあり、別に「法文学部設置要綱」という文書が付いていて、それには「法文学部の学科数 文学部(ママ) = 哲学科・史学科・文学科(17講座) 法学部(ママ) = 法学科・政治学科・経済学科(15講座)」「校舎の使用計画 1. 法文学部は金沢城趾内の兵舎を改装して校舎とする。教官室、研究室の一部は同所大学本部の中に置く。2. 図書参考品等は現在第四高等学校所蔵のものを利用する。」などとある。そして最後に、「昭和23年5月 金沢大学設置計画書金沢大学実施準備委員会」という表記の文書が残されている。この文書中の「金沢」は、いづれも「北陸」をペンで書き直したものである。その設置要綱にある「目的及び使命」の文章には、特に見るべきものはない。ここでは美術学部と農学部は落ちていて、「法文学部」は「法律学科(講座数8) 経済学科(5) 文学科(17)」の3学科から成るとしている。この最終段階で、経済学科が実現せず、法文学部は法学科と文学科の2学科になったのである。

金沢大学に文系学部を設けることは、金沢にあった第四高等学校、金沢高等師範学校などを母体として国立総合大学の設立を計画するとき当然浮上する構想であろうが、金沢が前田藩以来の學術文化の先進地域であったこと、明治以降、我が国の人文社会系學術の分野において幾多の指導的學者を輩出してきた歴史からみても、当然のことであった。その文系学部が、最終段階で法学科と文学科からなる「法文学部」となったのはなぜか。それを詳述できる資料は乏しいが、1922(大正11)年に創設された東北帝国大学法文学部、また1924年に開設された九州帝国大学法文学部などのモデルもあり、文部省との折衝の中で、岡山大学や熊本大学と並んで「法文学部」の設置に落ち着いたのであろう。

ところで、「法文学部」という学部形態には、明確な創設の理念があったのであろうか。その点、いわば手本である東北帝国大学法文学部の開設については、当時の大正デモクラシーと人文主義思潮を背景に貴族院から出された要望にこたえて、政府は法学部ではなく法文学部にしたこと、そして「法学部の学生が動もすれば法制形式の知識に偏倚し、之に反して文学部の学生は多く法制經濟の知識を欠如するが如き弊を避くるには法学部の学科と文学部の学科とを適当に按排配合せる法文学部を設くるを以て、最も適當なる方法也」との説明をしている(「高等教育委員会提出の政府説明」『東北帝大法文時報』第3号から)。

## 第4章 法文学部

このような学部理念は、文部大臣任命の初代法文学部長の佐藤丑次郎から初期の教授たちを通して受け継がれていったようで、『東北大学五十年史』には随所にそのことが出てくる（190ページ、1,006ページなど）。しかし他方で、当時の政府には、法学部に文学科を付加して法文学部とし、後にこれを独立させて法学部と文学部とをつくることも考えられていたとの指摘もあり（『東北大学五十年史』178ページ）、純粋に一つの理念によるとは言いがたいものがあったことが推測される。そして、実は我が金沢大学法文学部の場合も同様であったであろうことは、上記の数種の設設計画文書からも窺われる。そこでは、敗戦後の混乱の中で、平和的な文化国家を建設するためには、北陸にも最高の教育機関と学術文化の研究機関が必要であるとの強くかつ純粋な思いはあったが、学部理念については先行大学に倣うという以上には自覚されていなかったのかもしれない。

したがって、金沢大学法文学部が一つの理念に立つ総合学部であるか、それとも過渡的な複合学部であるか、そのいずれを追求すべきかについて揺れ動きつつ歩んだのがその後の法文学部の歩みであり、総合学部を追求しつつ複合学部としてもその成熟を遂げて、3学部の分離創設に至ったのが、我が法文学部30年の歴史であったとみることができる。

ところで、法文学部創設準備のうち実際上の最も大きな問題は、その教官の確保であった。『金沢大学十年史』の序文「金沢大学10年の歩みと今後の歩調」において、初代学長戸田正三は、法文学部は「新設であったが、幸い本学の前身自体が四高をはじめ既に有力な存在であったのと、戦前の台北帝国大学・京城帝国大学などから優秀な教授をお迎えすることができたので、教育上の支障は比較的少なかった」と記している。確かに文学科の中核になるスタッフは、旧第四高等学校の教授によってほぼ充足することができたが、法学科のスタッフについては、四高の法制の教授であった三由信二以外は、すべて外に求めなければならなかった。しばしば四高が法文学部の母体といわれるが、それは文学科についてであって、法学科の母体となり得るものはほとんどなかった。このとき、四高卒業生で著名な民法学者であった東北大学法学部教授中川善之助が、当時金沢大学設立運動の中心の一人であった、石川県知事柴野和喜夫と四高の先輩後輩の関係にあり、さらに三由の恩師でもあった関係から、東北帝国大学法文学部発足時からの教授である経験も生かして、法文学部の在り方や法学科の教官の確保について相談に乗るなど、重要な協力者になったことは広く伝えられているところである。敗戦により消滅した京城帝国大学法文学部の教授であり、中川の友人であった松岡修太郎教授（憲法・行政法）、同じく京城大学から長谷川理衛教授（国際私法）及び中川の門下生である島津一郎助教授（民法）をはじめ、中川との縁で清水兼男教授（民法）、相内俊雄講師（行政法）、三代川潤四郎講師（法理学）らが陸続と着任して法学科スタッフがそろっていった。

大学としての施設・設備の整備については、戸田正三学長は前記序文において更に次のように記す。「研究施設は零といわれても致し方なく、教官各位の熱意に対して申し訳ない状態であった。」「文学科の方は、やや体系（ママ）を整えているが、法学科や経済学科は今なお甚だ不備である。」戦後の経済復興の見通しもない時期であって予算は乏しく、図



書・資料の購入もままならない時期であり、母体となった学校には法学・政治学・経済学のものほとんどなかったわけであるから当然であった。その点、キャンパスと学部校舎に、金沢城跡とその旧陸軍兵舎を使用できることになったのは幸いであった。金沢城跡の用途については、県内に当時幾つかの意見があったが、それを金沢大学の主キャンパスとすることができたのは、連合国占領軍石川軍政隊長から石川県知事に対する指示があったからであると伝えられている（『金沢大学 現状と課題』1993年、11ページ）。金沢城跡をキャンパスとすることができたことは、教育研究の基本的施設を確保できたという点で重要であるが、それ以上に、このキャンパスは日本的伝統文化の香りも高い金沢市の真中であって静寂と自然を保ち、歴史の重みを覚えつつ学ぶことのできる味わい深いキャンパスとして、学生時代を過ごすのに格好のキャンパスであった。卒業生はそのことを必ず口にし、また城跡の大学にあこがれて入学を希望する者も多かった。金沢城跡は、特に文科系の学部にとって、誠にふさわしいキャンパスだったのである。

## （２）法文学部の発足

法文学部の発足に当たり、学部長の選任については『金沢大学十年史』によると、「文部省より学部長推薦方指示あり、夫々の学校にて選挙の結果次のとおり決定し、4月25日文部省に上申した」として「法文学部長、鳥山喜一」と記されている（同書38ページ）。そして、このとおり発令され、1946（昭和21）年3月より第四高等学校長であった鳥山が1949（昭和24）年5月より法文学部長に就任した。この「文部省より学部長推薦方指示」とは、各学部の初代学部長については、それぞれ母体となった学校から推薦するという指示を含んでいたようで、法文学部長には四高校長であった鳥山が推薦されたのである。その際、「選挙」とあるように四高の教官会議に改めて諮ったかどうかは、今のところ不明である。

こうして鳥山は初代法文学部長に就任するとともに、四高校長を兼任した。しかし鳥山は間もなく富山大学長に転出したので、1949年7月に伊藤武雄教授が法文学部長兼第四高等学校長に補せられた。翌1950年3月22日の法文学部会において、四高の廃止に伴う学部長選挙の実施が可決され、同27日の臨時学部会で選挙方法を確認の上、伊藤教授が改めて法文学部長に当選した。法文学部規程は同年6月22日の学部会において決定され、教授のみの教授会、講師以上で構成される学部会及び各学科の打ち合わせ会からなる運営機構がスタートした。

4月はじめの教授会で入学試験の方針が確定して実施され、学生定員300名に対し、志願者611名のうち471名が受験し、284名が5月中旬に入学した。同月末には高等学校卒業生の編入試験が実施されたが、1951年3月の学部会では、法文学部への旧制高校卒業生臨時編入学者16名のうち、面接身体検査不参加の4名を除く12名を許可した。また、1950年8月の学部会では、いわゆる「白線浪人」対策として、1951年度定員の1割増募、

## 第4章 法文学部

第11次引揚学徒の入学募集・試験実施の方法を協議したほか、1952年2月の学部会でも、高等師範卒業生を2年以上新制大学に在学させるため、厳重な選考試験を行い、哲学科と文学科に若干名を編入させることを検討しており、戦争の余波や旧高等教育制度の名残りをとどめる開学直後の世相が現れている。

1951（昭和26）年7月の学部長選挙においては、教授を被選挙者、過半数の得票者を当選人とし、過半数に達しない場合は3回選挙を行い、4回目は高得票者2名の決戦投票を行うとの規約を決定した上で選挙を実施し、伊藤武雄教授を再選した。1952年11月末の学部長選挙においても、伊藤教授が当選者となったが辞退の意思表示があり、懇談・説得の後承諾したが、翌1953年3月末健康上の理由から辞任した。4月の学部長選挙会において鬼頭英一教授が選出されたが辞意が固く、6月に改めて選挙を行い、西井克己教授が選出され学部長に就任した。西井学部長は1954年10月の選挙でも再選された。金沢大学管理規定に基づき1952年10月学部会で初の評議員選挙が行われ、法学科から正木一夫教授、文学科から窪田敏夫教授が選出された。しかし、正木教授が転出したため、1953年4月に清水兼男教授が補選された。1955年5月の選挙では法学科から石井俊之教授、文学科から伊藤武雄教授が選出された。なお、1952年度から定例会教授会を第2水曜日、学部会を第4水曜日に開催することが定められた。

### （3）初期の学科編成と教官の構成

文部省に法文学部の設置を申請した際には、法学科8、経済学科5、文学科17（哲学2、心理学1、社会学1、歴史学3、地理学1、国語国文学2、外国文学7）の3学科30学科目の編成を構想していたが、経済学科の設置は認められず、法文学部は結局、法学科と文学科の2学科でスタートした。1949年度の体制は、法学科が法律学5と経済学1の6学科目、文学科は哲学・心理学・地理学・国文学の各1学科目、歴史学3学科目及び外国文学5学科目の計12学科目であったが、1950年度には、法律学2、経済学1、哲学1及び外国文学2学科目が増設され、1951年度には法学科が法律学8学科目と経済学4学科目の12学科目、文学科も哲学2・心理学1・社会学1・歴史学3・地理学1・国語国文学2・外国文学7学科目の計17学科目となって、初期の講座編成が確立した。

助手を含む教官定員は、1949年度の56名から1950年度91名、1951年度109名と増え、1951年度の現員は教授20人、助教授28人、講師23人、助手3人の計74人となった。1953年度からは、学内措置で法学科、経済学科、哲学科（哲学、心理学、社会学）、史学地理学科（史学、地理学）及び文学科（国語国文学、外国文学）という学科が編成され、4月の学部規程改正により、学生は一般教養課程の規定単位を修得ののち、法学科、経済学科、哲学科、史学地理学科又は文学科に分属することが明記された。



背景は法文学部2号館（法文学部玄閣）。

第1列中央に、戸田正三学長、その左側、西井克己学部長、次いで清水兼男教授、石井俊之教授、鎌田久明助教授、進藤牧郎助教授、鈴木寛講師、4人おいて大桑（現福田）志津枝助手。戸田学長の右側、丸岡淳夫教授、永田鉄三講師、三代川潤四郎助教授。相内俊雄講師、島津一郎助教授、松井春雄講師、中沢徳講師、園田格講師、塩田親文助手、谷口素静事務長。

右上欄は左から秋保一郎教授、品川登講師、岩崎二郎助教授、和田三良講師、香川達夫講師。

なお、二列目右から6番目は若き日の山出保（現金沢市長）である。



写真4-1 法文学部法学科(1類, 2類, 3類)後の法学科と経済学科)第2期生の卒業記念写真(1954年3月)

#### (4) 法文学部の建物と研究室・講義室等の配置

発足当初の法文学部の建物は、金沢城跡の大手門右の3号館一棟のみであり、2号館と官舎の間は馬場であったが、その後馬場は移転し、1951年度に2号館、次いで1号館の改装が完了した。いずれも木造2階建て瓦葺きで、建坪356坪の1号館、353坪の2号館、125坪の3号館は1881(明治14)年の竣工であり、戦時中までは歩兵第107連隊の兵舎であった。その後も改装と増築が続けられ、1954年度に4号館、1958年度に5号館と6号館が完成し、1960年度には6号館の増築が行われた。1号館の1階は法学科の民事法研究室、公法政治学研究室、経済学研究室と教官研究室、教務員室、会議室、2階には講義室があり、2号館1階の左翼は哲学研究室、心理学研究室、社会学研究室と教官研究室、会議室、実験室、写真室、工作室、遮音室からなり、右翼には学部長室、事務長室、第1会議室、応接室、学生係、会計係、庶務係、当直室があり、2階には西洋史研究室、国史研究室、東洋史研究室、地理学研究室、国語国文学研究室、実習室、教官研究室のほか、二つの中講義室が配置された。3号館1階には英米文学研究室、独文研究室、教官会議室、教官研究、演習室、小使室があり、2階は言語学研究室と教官研究室であった。

1937(昭和12)年竣工の4号館、1922(大正11)年竣工の5号館、1880(明治13)年竣工の6号館はいずれも講義室、演習室に改装され、このほかに石川門近くの階段教室や中講義室(1897年竣工)も使用された。1963(昭和38)年に二の丸の新校舎に移転するまで、この施設配置が続いたのである。

#### (5) 進学者の専攻別分属問題

初期の学部の難問の一つは、学部進学者の専攻別の選考であった。学生定員は300名であり、学生募集要項には法学科200名、文学科100名(哲学科20名、史学地理学科20名、文学科60名 - 国語国文学20名、英文学25名、ドイツ文学15名)となっていたが、各学科及び専攻への分属は、専門学部に進学するときに専攻別志望をとって行うことになっており、しかも学部進学時の専攻別志望者数では、法学科志望が定員を大幅に上回る事態が続いたためである。1952年度秋も法学科希望者が232名に及び、演習や外国書講読などに支障が生じるため、定員を200名に限定し、一般教養の修得成績を基準とする選抜が行われたが、進学分属未決定者の措置が問題となり、選考漏れの32名は結局法学科が受け入れることとなった。

このような中で、入学時に法学科と文学科を志望別に学生を募集すべきではないかとの提案がなされるようになり、1953年9月の学部会で、1954年度学生募集から、法学科200人、文学科100人として分離募集をすること、及び第1、第2志望を記入させることに決定した。その結果、表4-1のように、1954年度までは法学科と経済学科への進学者数が圧倒的に多かったが、1955年度以降は哲学科、史学科及び文学科への進学者が増加した。

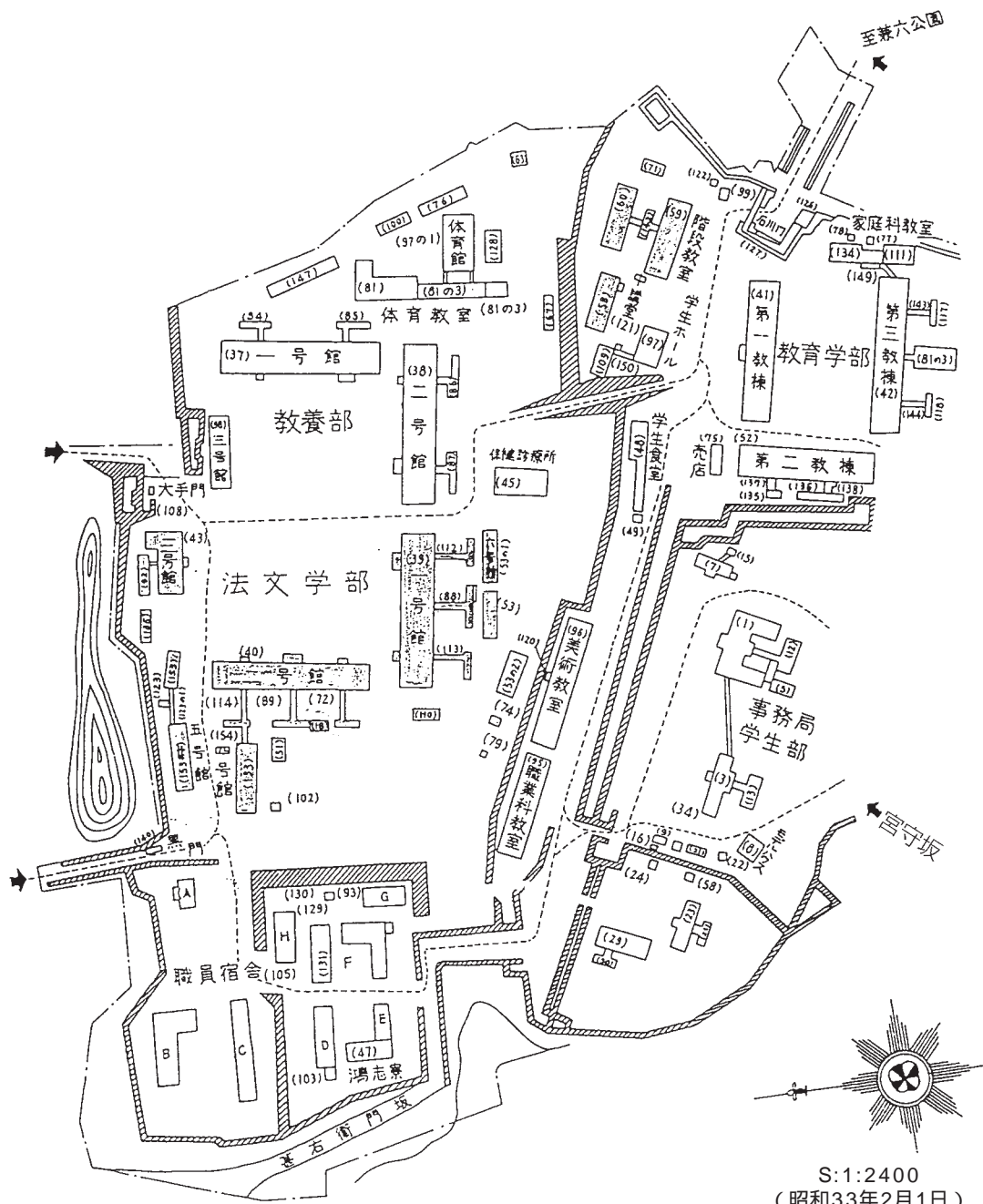


图 4-1 金沢大学城内建物配置图

第4章 法文学部

表4 - 1 法文学部進学者の専攻別志望者数の推移

年(昭和)	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
学科名														
法学科	217	233	236	200	191	161	157	149		169	181	174	173	169
第1類	110	144	145	95	101	78	83	80		92	97	92	89	89
第2類	40	20	11	15	9	5	7	8		5	7	9	8	6
第3類(経済)	67	69	80	90	81	78	67	61		72	77	73	76	74
文学科	21	34	26	44	38	63	55	61		69	76	79	87	77
哲学科	4	5	4	12	2	16	17	16		20	18	29	33	31
哲学	3	1	1	1	1	2	0	2		2	3	2	1	2
心理学	0	1	2	8	1	1	2	3		3	3	7	12	9
社会学	1	3	1	3	0	13	15	11		15	12	20	20	20
史学地理学科	5	7	4	9	12	17	9	13		12	15	13	15	12
国史	2	2	3	4	2	8	2	4		5	2	6	5	4
東洋史	0	2	0	2	4	1	3	1		0	3	3	3	0
西洋史	3	2	1	1	3	1	1	4		4	2	3	3	2
地理		1	0	2	3	7	3	4		3	8	1	4	6
文学科	12	22	18	23	24	30	29	32		37	43	37	39	34
国語国文	2	4	10	4	4	10	12	10		14	16	13	15	10
英文	6	12	7	13	10	18	15	21		23	23	23	22	23
ドイツ語	4	3	1	4	9	1	1	0		0	4	1	2	0
言語学	0	3	0	2	1	1	1	1		0	0	0	0	1
保留	10													

註(1) 各年度法文学部会記録より作成。

(2) 27年度までは一部単位不足者を含むが、28年度は進学許可者数であり、29年度以降は進学分属許可数である。

(3) 昭和33年度は学部会記録に記載がなく、不明である。

## (6)「逆コース」・学生運動と学部会

開学前後は、ドッジ＝ラインによる日本経済の再建が図られる一方、1950(昭和25)年6月朝鮮戦争が勃発し、「逆コース」の中でレッドパージが始まる波乱の時期であった。同年10月金沢大学学生自治会は、レッドパージに反対して全学連ストライキへの合流を決定した(『北國新聞』1950年10月12日)が、同月14日の法文学部会では学生大会など学生運動をめぐる補導問題を協議し、レッドパージ粉碎のための学生大会の禁止、ストライキの禁止、平常どおりの授業と試験の実施、学内の秩序を乱す者の嚴重な処分などを決定している。大学側の解散命令にもかかわらず学生大会が開かれ、ストライキの決行が決議された(同、10月16日)。同年12月には警察予備隊の第1陣が金沢に到着するなど再軍備問題が世論をにぎわせ、平和憲法擁護や再軍備・軍事基地提供反対の運動が活発になった。1951年9月に「サンフランシスコ講和条約」と「日米安全保障条約」が締結されたが、1952年には破壊活動防止法反対運動が展開され、6月中旬金大法文学部法学科・教育学部・一般教養部自治会が主催して「金大破防法案反対統一決起大会」が開催された(同、1952年6月17日)。6月4日の学部会では、5月末の立命館大学末川博教授を囲む「学問



の自由を守る大会」の決議が問題となった。学問の自由を守り、学生の補導を考える上でも破防法の研究が必要であるとする認識をめぐって、種々の意見の交換が行われた。また、同年11月末には地元村民の反対運動にもかかわらず、内灘の米軍砲弾試射場接収が決定され、翌年9月にかけて激しい内灘基地反対闘争が展開された。1953年6月の学部会では法文学部教官懇談会として善処を要望する声明書を採択し、政府・衆参両議会に送付することを決定している。サンフランシスコ体制確立前後の政治の嵐は、法文学部をも吹き抜けたのである。

## (7) 学生の就職斡旋と教員住宅の確保

朝鮮戦争の特需ブームを背景に、日本経済は1952年半ばまで「神武景気」に沸いたが、1953年7月の朝鮮休戦協定調印の前後には不況にみまわれ、「ナベ底景気」に転じた。第1期卒業生のために1952年2月、法学科から5名、哲・史・文学科から3名の委員で構成される就職斡旋委員会が設置され、学生の就職希望調査、就職対策の立案、求人先への宣伝及び就職斡旋を行ったが、1952年度卒業生211名の就職決定率は、就職希望者200名に対し68%であった。就職者135名のうち金融保険・不動産が39名、製造業26名、卸売り・小売り業21名、運輸通信など公益事業17名、教育14名、公務10名、その他8名であり、前年末の就職希望地調査では東京・大阪など大都市が高い比率を占め、北陸3県の割合は約22%であった。1953年度も、卒業生232名のうち就職希望者212名の就職決定率は69.3%にとどまったが、1953年半ばから企業の設備投資が活発化し「岩戸景気」の好況が続く中で、1954年度卒業生250名中就職希望者236名の決定率は76.6%、1955年度卒業生253名中希望者189名の就職決定率は97.9%へと年々上昇し、1956年度以降はおおむね100%となった。復興から高度成長への戦後日本経済の進展が、法文学部卒業生の就職状況にも現れた。なお、1952年2月学部会は、卒業期までに必要科目の単位を取得しえなかった学生に対し、4月中旬に1回限り追再試験を実施することを決定している。

学生の就職斡旋とともに、教員住宅の確保もこの時期の重要な課題であった。1952年2月住宅問題懇談会に26人が出席し、教官住宅の確保、大学・県・市当局への住宅建設の要望、貸家・貸間の情報提供の組織網、北國銀行などへの住宅資金融資の交渉、住宅立ち退き要求の防止懇談、国設宿舎の入居順位の決定、住宅現況・宿舎状況の調査、その他住宅問題の処理を目的として、学部会で住宅委員会を設置することを申し合わせている。同年12月はじめの学部会では、教官住宅建設確保のため政府出先関係や県市当局及び県市議会に対して強力な運動を展開するため、全学住宅委員会の設置を評議会に提起するとともに、学術会議にも提起して全国的問題とすることが提案され、評議会の決定を経て同月末には金沢大学住宅委員の選出が行われた。翌年7月の学部会では、抽選による金融公庫住宅の金沢大学への割り当て82戸、県市への敷地斡旋の依頼、頭金の融資方交渉が報告されており、住宅問題の深刻さが窺える。なお、金沢大学教職員組合の役員選挙が学部会にお

## 第4章 法文学部

いて行われ、1952（昭和27）年4月選挙では監査委員に学部長が選出されているのもこの時期の特徴といえよう。

### （8）大学開放講座と研究活動

初期の法文学部会において繰り返し審議されたのは、大学開放講座と教育実習の問題であった。1951年4月、大学開放講座に関する文部省社会教育課長からの打診に対し、開設可能な回答が行われたが、他学部が参加せず法文学部だけの参加となり、県教育委員会及び市との共同主催で瓢箪町公民館において開催することを5月に承認した。6月には大学開放夜間講座の計画が文部省に提出され、10月半ばから26日間法文学部階段教室で後期分の開放講座が実施された。1952年度は9月下旬から約1ヵ月、法文学部と教育学部のスタッフの担当で開放講座が実施され、1953年度も10月に理学部教室で行われたほか、小松市においても開催され、1954年秋の開放講座には法文学部・教育学部・理学部・工学部の教官が参加した。この時期には大学と地域との関係が重視され、法文学部が積極的に協力したことが分かる。

法文学部創立とともに、金沢大学法経学会、石川商経学会、北陸心理学界、石川史学会、石川国文学会、日本ハーデイ協会など各学科で多彩な学会活動が展開されたが、1952年9月の学部会において『法文学部論集』の刊行が決定され、文学篇、哲史篇、法経篇の順にA5版150ページ程度の分冊とし、毎年各500部を発行することとなり、1953年度から刊行された。また、文部省科学研究費助成交付金を受理しての研究活動も毎年活発に行われた。各学科の研究動向の詳細は各学部編に譲る。

### （9）一般教養課程との関係・教職科目等の設定

一般教養課程と専門課程との関係や、教職科目の開設も初期の重要な課題であった。1949年11月の学部会において一般教養部協議会委員が選出され、翌1950年3月学部会で一般教養と専門教育との連携が審議され、同10月には一般教養部学科主任が哲学Ⅰ・Ⅱ、心理、歴史、地理、文学Ⅰ・Ⅱ、法学、経済、社会、統計、英語、ドイツ語、ロシア語、中国語について決定されている。1951年2月の学部会では一般教養科目36単位を人文・社会・自然の科学に12単位ずつ均分し、語学2時間を1単位とすること、教職科目20単位は卒業単位124単位の枠外とし、語学の必修単位を10単位として、一般教養科目総単位50単位（人文・社会・自然36、体育4、語学10）の4/5を修得すれば専門課程に進学できるようにすることが承認された。教科教育法の実施に伴う教職科目や教育実習の問題が学部会に登場したのは1952年2月であり、教職志望者は教科教育法3単位（教育学部で履修）や専門科目5単位など教職科目を相当単位取得した後、最終学年の後期授業はじめに教育学部附属学校において教育実習4週間を履修すべきことが明らかにされた。教育学部



や関係学部と協議の結果、教育実習の実施時期は10月6日からになったと6月の学部に報告されている。

## 2 学科体制確立期（1954～1968年）

### （1）2学科から5学科への始動

法文学部は、前述のように法学科と文学科の2学科体制でスタートしたが、その完成年次明けから学科増の概算要求を始めている。その当初は、熊本大学及び岡山大学の文系が哲・史・文3学科に分離されていたことから、文学科が積極的で、哲学・史学・文学の3学科の概算要求を行い、可能性ありとの感触を得ている。法学科の経済学関係教官が増加するとともに経済学科設置の動きがこれに加わる。これらを受け、教授会は1954年9月、5学科分離を進めることを決定し、1955（昭和30）年5月、1956年度概算要求として5学科の分離設置と大学院（特に文学研究科）設置を要求することに決定し、以後ほぼ同じ要求を続けていく。他方、学内措置による学科増設への取り組みが始まった。既に発足後第2年次ころから、事実上4学科（法・哲・史・文）運営を行っていたが、前述のように、1953年度には法学科・経済学科・哲学科・史学科・文学科という5学科運営を実施し、概算要求の困難な中で、諸種の事実を積み上げつつ5学科体制への条件整備を進めていく。いずれも法文学部内部の申し合わせとしてであるが、学科主任をそれぞれに立て、教官人事は学科内部で協議し、その承認を得てから教授会に提案し、予算は学科単位に配分し、各種委員は学科から選出して学部の委員会を構成するようにした。教務なども特定の学科にかかる事項は、従来から当該学科でまず協議することになっていたが、この運営方式を上記5学科につき実施していったのである。また、新制大学に1955年から大学院（修士課程）の設置が認められるとの情報があり、それに取り組み始めることになるが、当初の研究科構想はこの5学科に対応する5研究科構想であった（1952年7月16日教授会）。

法文学部は法制度上は2学科であったので、大学院設置の指標である学部充実度を示すものとして「専攻科」の設置が有効であるとする判断があり（1952年7月教授会記録）専攻科設置の概算要求を継続した。1958年4月に専攻科が設置されたが、専攻科は法学専攻（学生定員8名）と文学専攻（学生定員12名）の2専攻となった。また、経済学科卒業生に経済学士号を与えることができるよう関係方面に働きかけたが、認められなかった。なお、沿革と実態を考慮して評議員は、法学科と経済学科から各1名、哲学科・史学科・文学科から1名を教授会の投票により選出する慣行を維持していた。

ところで専攻科の設置と同時に、法文学部は入学学生定員の削減を受ける（1958年4月）。全国文科系学部で過去4年間に学生数が約10%減少したためであるとされた。他方、

## 第4章 法文学部

工学部は科学技術振興政策に基づき入学定員増となった。法文学部教授会・同学部会はやむを得ないとしてこの入学定員の削減を受け、法学科は200名から180名に、文学科は100名が90名になった。教官定員の減員はなかった。

### (2) 警職法改悪反対と安保条約改定阻止闘争

日本経済の高度成長が本格化する1958(昭和33)年ごろから、政治の嵐が再び学内を吹き荒れた。1958年中旬、社会党・総評を中心に警察官職務執行法(警職法)改悪反対国民会議が結成され、共闘組織が全都道府県に成立し、11月にかけて全国統一行動が展開された。同年11月12日の学部会では文科学学生ストの報告とともに、警職法に反対する法文学部教官有志の声明発表の経過が説明されている。1959年に入り、7月はじめに県下の安保条約改定阻止闘争の中心として石川県民会議が結成され、同月末に県民総決起集会在兼六園広場で開催され、11月中旬には県下14地区で安保反対の決起集会在開かれるなど、安保反対は県下全域に広まった(『北國新聞』1959年11月14日)。11月の学部会には10月30日の教養部学生の授業放棄が報告され、12月10日には文科学学生自治会が安保反対のストライキを決行した。翌1960年1月28日の学部会でその処分が問題となったが、ストライキは安保反対のやむを得ない意思表示であり、事前に察知しながら学生と十分な話し合いを行わなかった教官の怠慢も反省すべきだとの意見もあり、通則による岩田執行委員長の処罰は、投票の結果僅差で否決された。

しかし、補導委員会と評議会における議論において、28日法文学部会の手続き上の不備が問題にされ、学部会はこの問題について再審議することとなった。2月6日の学部会においては、スト行為・暴力行為は許されず適当な処罰は必要であるが、処分は軽くすべしとの立場から、執行委員長と威力行為を行った学生の処分を戒告とする教務委員会原案が提起され、投票により可決された。また、処分学生の氏名は外部に発表しないこととなった。日米安保をめぐる政治闘争は、1960年4月から6月にかけて本格化した。4月20日、安保改定促進石川県民連合主催の県民大会が尾山神社で開催された。全学連の安保改定批准阻止・全国統一行動に参加した金沢大学教養部の学生1,867人が、同26日に聴講放棄ストを実施し、市内13カ所でピラマキをするとともに、デモ行進を行った。同日午後6時から安保条約の国会批准阻止・国会解散・岸内閣打倒を掲げる県下総決起集会在兼六園広場で開催された(『北國新聞』1960年4月26日)。5月1日のメーデーも安保批准阻止を掲げた。

4月22日の評議会において、来る25日には全学部で教官会議を開き、26日のストライキ当日には全教官の出勤方を要望する旨の議決が行われたことが、25日の学部会に報告された。5月20日に新安保条約関連案件を自民党が単独強行採決して以降、事態は更に緊迫化した。6月3日、14日との両日県民総決起集会在が開催され、15日の全学連主流派の国会突入で東大生樺美智子さんが死亡した翌日、学生は朝から授業を放棄し、約1,700名が

抗議集会に参加し、金沢美大学生とともに大規模なデモ行進を行い、大学は事実上休校状態となった（『北國新聞』1960年6月16日）。同日夕方開催された学部会では授業を休講とすることを決定した。翌17日の学部会では学生大会において17・18日の全日ストが決定された旨報告があり、教務委員長は今回の事態を教育問題として処理すべきだと発言した。18日の学部会は次の声明書を審議の上で可決するとともに、19日は不測の事態に対応すべく極力登校し、20日から一応授業実施の態勢に入る方針を確認した。

#### 学生諸君に告ぐ

われわれはすでに告示したごとく受講拒否をするという行動は、学園の秩序を乱すものとして容認しがたい。しかしながら昨今の世情は極めて憂慮すべきものがあり、学生諸君が平常のように受講しがたい心情であることも理解できないわけではない。

われわれは学園の正常化のために一刻も早く政府および国会が事局を収拾することを要望するものである。と同時に学生諸君も過激な行動に走り学生の本分にもとる行動をとらぬよう特に希望するものである。

昭和35年6月18日 法文学部長

6月18日安保阻止統一行動の約33万人が徹夜で国会を包囲する中で、19日の午前0時、新安保条約・協定は自然承認となり、同23日批准書の交換が行われて条約は発効した。

### （3）教養部専任教官制と法文学部

金沢大学発足当初、教養教育については教育課程としての一般教育課程が制度化されており、その担当部局として教養部が置かれていたが、専任教官はなく、主として法文学部と理学部、教育学部の教官がその教育を担当していた。教務・補導等については教養部長を長とする一般教養委員会があり、法文学部からもこの委員を出していた。安保改訂反対闘争の際、これらの一般教養委員が学生自治会と学部会とのパイプ役として尽力し、教養課程学生との対話の実績を挙げている。

さて、昭和30年代に入ってから、法文学部会では一般教養課程の再検討が論議の焦点となった。1955年度の一般教養委員会においては、一般教養年限の1年間案を検討していたが、1956年6月の再検討委員会案は、教養期間1年半、必修単位56単位（理科系62単位）、2年前期に基礎科目を加えること、補導指導組織として準主任教官制案と法文・教育・理学部の教官によるクラス担任制案を提起している。この後、秋から年末にかけて教養部クラス担任教官制の具体化が進み、12月中旬には法文学部のクラス担任には、1学年6クラスに法学・経済・国文・英文から各1名と独文から2名、2学年は2クラスごとに1名の教官を法学・経済・史学から出す案がまとまり、翌年1月末各学科より9名

## 第4章 法文学部

の推薦が行われて、クラス担任制は1957年度から発足した。

1955（昭和30）年に入ると、教養部専任教官制の導入が法文学部にとって大きな問題となった。同年秋の法文学部学部会で教養部改革問題の報告がなされたのに始まり、11月末の学部会において、教養部長の鬼頭英一教授（法文学部哲学科）から、教養部に専任教官制を導入するとの試案が示され、「教官と学生との接触をより密接にして学生の人間性と社会性との涵養をはかる」ことが目的であること、教官増員は望めないで法文・理・教育から教官の割愛が必要であること、教官の供出方法は学部長を通じて学科主任と相談し、学科構成との関係を配慮し、個人的な指名でなく、ポストとして相談したい方針であることの説明があった。

神保竜二学部長からは、近來の教養部長会議や法文学部長会議などにおいて教養部問題が提案されており、教官の供出も一応可能であると考えられるので、将来の大学院設置に向けての準備段階として学部構成案をも考えたい、との発言があった。1960（昭和35）年12月7日の学部会では、異動する教官の人選が困難であること、学部構成変革の困難と学部弱体化の恐れがあること、教育効果向上に疑問があることなどが指摘され、専任教官制の時機尚早論や学科分離を先行させるべしとの意見が続出した。翌年の1961年中は事態は進展しなかったが、年末になって、学長の発議により、学長を委員長とし各学部長で構成する「教養部制度検討委員会」が設置された。この頃から、この問題への取り組みは確実に前進した。1962年5月には、各学部より選出の2名の委員と一般教養委員4名からなる「教養制度調査委員会」が結成され、論議は進展する。

法文学部会においては、教養部専任教官制のみならず学部の将来計画運営まで審議することを前提に、7月上旬に「法文学部組織検討委員会」の設置を決定し、委員として法・経・哲・史・文の5学科から代表各1名の外に教授3名、助教授4名、講師3名を選出した。同委員会は、1962年12月12日学部会に対し、教養部への供出員数は哲学科2名、史学科と国文は各1名、英文8名、独文11名、言語3名の計26名とし、法学科と経済学科は協力の意志はあるものの、現状での教官定員の供出は困難であると考えられることを報告した。また、教養部制度検討委員会からは、委員会の確認事項として、担当時間の過重を避け、研究費や研究室は学部と同一基準とし、資格身分の昇任振り替えの適当な教官を充てることを専任制実施の必須条件とすることが報告された。

12月17日の法文学部会には、関係学部より出向予定の40数名の教官をもって教養部専任教官制を1963年度に発足させること、教養部の独立と運営を学部と同一形態にするため、1964年度に官制化を要求する旨の報告が行われた。法文学部は、教養部専任制の実施に賛成した。教養部の発足に伴い、法文学部の教官定員は1960年度の教授23、助教授34、講師27、計84名から、1964年度の教授28、助教授31、講師6、計65名に減少した。

1960年代に派生した安保反対闘争学生問題と教養部専任教官制の問題は、法文学部の教官会議の在り方と5学科体制の確立に一つのインパクトを与えた。法文学部は依然として、前述のように教授会・学部会及び各学科打ち合わせ会の三層構造であったが、学生の



安保改定反対闘争の問題については教授会だけでは対応できなかった。しかも問題は重要であったから、学部の論議は長時間にわたり、かつ濃密なものとなった。このことから、教授会に比して学部の比重を増す結果となった。他方、教養部専任教官制問題は学科打ち合わせ会の比重をも増すことになった。そして、上述のように、教養部専任教官制の問題の審議に併せて、学部の将来計画について検討する「組織検討委員会」を設置するなどしたことは、各学科が推進力になり、5学科体制法制化への取り組みを強めていく動きにつながった。

もう一つ、学部会においては、教養部への教官定員の供出と関連して、将来の大学院の設置構想も論じられていた。教養部専任教官制の採用は教養部教育の充実のためであったが、同時にそれは、法文学部にとって専門学部への一つの脱皮の契機でもあった。この問題との関連で大学院設置問題が論じられたことも意味のあることであった。ただし、教養部専任制の導入により、同一学部、同一学科の教官が二つに分かれたことから、諸種の問題が残存し、後に尾を引くことになったのも否めない。

#### (4) 校舎の新築とその前後

法文学部が金沢城跡をそのキャンパスにしたことは、その後の30年の学部の歩みを支え、また学生の学生生活を豊かにしたが、旧陸軍の兵舎を部分的に改造した校舎は、大学の発展のためには不備であることが次第に明らかになっていった。しかも旧四高の煉瓦造り及び木造の校舎をそのまま使用していた理学部についても、更新を考慮しなければならない状況にあった。そこで1957(昭和32)年7月11日、理学部敷地を売却して理学部が城内に移転し、校舎を新築するとの学長構想案が法文学部会で報告され、翌年には理学部移転のため学長が全学の委員会を設置して検討したい意向であることの報告があった。1959年9月23日の学部会記録には、大学施設計画委員会において施設基本方針を定める小委員会を、学長と学部長など部局長により編成することになったことの報告があり、これに対して、学部の方針を立てる委員会を各学科から1名の委員を出して設置することになったと記されている。

このような動きの中で、安保条約改定反対闘争の授業放棄問題が峠を越した1960年7月、宮守坂横のスポーツセンター敷地問題が起こる。金沢大学は、大学キャンパスの一部であった宮守坂横の土地を、石川県に対し、竣工後に金沢大学に寄付することを条件に、スポーツセンターを建築するために一時的に貸与したのであるが、竣工後のセンターの寄贈がなかっただけではなく、土地そのものの委譲を大学に求めてきたという問題である。法文学部学部会は、大学の将来計画のためにも土地を譲渡すべきではなく、当初の申し合わせどおりにスポーツセンターの寄付の実行を要求するべきであるとの態度を決定したが、9月の評議会では、この法文学部の主張は通らなかった。大学全体のキャンパス及び校舎整備計画を進めていた時期の問題として、注意すべきことであり、記しておく。

## 第4章 法文学部

そして、翌年1961（昭和36）年6月14日の学部に、理学部の城内移転に伴って法文学部の移転が計画され、事務局から法文学部と教育学部の合同建物の案が提示されていることが報告され、学部の在り方にかかわる重要な問題として論議された。その結果、この合同建物計画案は将来の学部の発展を阻害し、学部の独立性を損なうと考えられるところから、法文学部と教育学部とは別棟とすること、法文学部と図書館を二の丸敷地に建設し、教育学部は現在地に建設すべきであるとの決定を行った。この法文学部の要望が結局受け入れられ、校舎の配置や内部計画の問題に移り、これについて法・経各学科より2名の委員、哲・史・文3学科からは併せて4名の委員を出して協議することになった。この施設委員会は、特に各学科の校舎面積配分問題につき協議した。翌年1月24日、学部会において、法文学部校舎の建坪が1,895坪に内定した旨が報告された。

文部省は、金沢大学整備計画について予算を計上し、まず法文学部校舎の新築移転から始まることが固まった。このような中で同年2月、教養部校舎が一部焼失し、校舎の新築整備の必要性は一段と高まった。新築校舎の設計が急ピッチで進められたが、後年の角間キャンパスへの新築移転の時と異なり、教官の意見を集約し煮詰めるという作業は必ずしも十分とは言い難いものであった。ただし、1棟建築方式をとること、及びその場合、教室部分の騒音が研究室部分に及ばないようにするために、教室部分と研究室部分とをずらして接続する構造にすることの2点は、学部会で論じられ了承された。

法文学部新築校舎の起工式は、1962年7月21日午前10時から行われ、工事に入った。そして、城内初の鉄筋コンクリート4階建て、延べ6,378m<sup>2</sup>の新校舎が翌1963年5月20日に竣工した。1階の左翼に学部長室、事務長室、会議室、学生係・会計係・庶務係、学生控室、学生相談室、用務員室、倉庫、大・中教室が配置され、右翼は心理研究室、社会研究室と関連教官室、実験室等が置かれた。2階左翼には英文研究室、国文研究室、教官室、教官控室、学生控室及び教室があり、右翼には哲学研究室、独文研究室、言語研究室、教官室が配置された。3階左翼は法科第1・第2研究室、経済研究室、教官室、教官控室、教務員室、学生控室及び教室からなり、右翼は教官室であった。4階左翼には西洋史研究室、東洋史研究室、国史研究室、地理研究室・製図室、教官控室、学生自習室及び教室が配置され、右翼は教官室であった。

新築校舎への引っ越しについて、1963（昭和38）年5月1日の学部会において協議した結果、引っ越し日は哲学科と史学科が5月21日～23日、文学科が24日～25日、法学科・経済学科が26日～28日、事務局・教室が29日～31日と決定し、さらに各学科代表者による詳細な打ち合わせをすること、授業は原則として休講にはしないことを決めている。また、図書のコテナ詰め込みや梱包に対する学生アルバイト料の支給方の希望が出されている。1963年5月31日の開学記念日の後、新鮮な意欲を覚えつつ新校舎での学習及び教育研究が始まった。

法文新校舎の起工から竣工までの間に特記すべき事柄が2件起きている。一つは城内開放である。城内開放問題は、既に1957年7月の学部会において論議されている。理学部



の刑務所跡への移転、並びに城内学部の移転といった、学部のあずかり知らない事項に関する新聞報道がなされたことに対し、学部会において「移転不能の声明」の可否と城内開放の方法が論議されている。その後「部外諸団体よりの城内開放の要望」があり、県・市議会における決議により文部省に要望書が提出され、文部省より大学に照会があったことが1962年4月の学部会で説明された。さらに5月はじめの学部会において、城内開放に関し「全面禁止は困難であり、改築整備後、研究授業に支障ない範囲内での開放を認めるとの基本線が評議会において決定された」ことが報告されている。

もう一つは、いわゆる38（サンパチ）豪雪である。1962年暮れからの豪雪で城内の積雪は1.8mに達し、全学出動の除雪作業が行われ、法文学部でも学科主任会で雪害防除隊の編成を決定したことが、2月13日の学部会に報告されている。学生は、積極的に除雪に参加した。竣工後80年余を経た法文学部の木造校舎は、ともかくも豪雪に耐えた。

## （5）5学科体制の法制化

新校舎に移った法文学部は、腰を落ち着けて研究教育条件の整備充実に努めることになる。まず、1963年12月18日の学部会において、長年の念願であった5学科の分離につき、省令改正により文学部の哲・史・文3学科への分離が認められることになったことが報告されている。この哲学科（入学定員20人）、史学科（定員20人）及び文学部（定員50人）は、1964（昭和39）年4月に発足した。またこれに基づき、法文学部専攻科文学専攻も改組されて、哲学専攻（3人）、史学専攻（3人）及び文学専攻（6人）となった。前記学部会では、経済学科の設置を1965年度概算要求として提出することになり、これが認められて1965年度より5学科体制が法制化された。経済学科の学生定員は100人で、うち80人は法学科からの振り替えであった。なお、専攻科経済学専攻（定員5人）の設置は1969年度に行われている。前記の学部会ではもう一つ「組織検討委員会」を、学科主任、教授代表3名、助教授代表6名、講師代表2名で構成すること、大体1年をめどに任務を終了し、解散することとし、投票により11名を選出しているが、この委員会の設置は後述の教授会改革につながっていく。

5学科体制の法制化により、細部のことは各学科別に処理されることになった。各学部史に直接にかかわることでもあるので、5学科体制確立期の締めくくりとして、ここでは各学科に共通することの要点のみを記す。

1965（昭和40）年6月、学部会は、学科主任会議の協議の結果を受けて、従来の学生募集方法を改正し、原則として学科別方式、いわゆる縦割り入学方式をとることとした。すなわち、法学科約100名、経済学科約100名、及び哲学科・史学科・文学部併せて約90名の三つに分けて学生を募集し、入学選考をする方式に切り替えたのである。また、学科別定員を守ることに及び定員以上に進学希望がありこれを許可する場合は、教務委員会で審議することを決定した。次に、既に入学している学生で教養課程から進学する者の分属

## 第4章 法文学部

が1966年10月に問題になり、文学科・史学科から法学科・経済学科への希望者は転学科として扱うことにしたが、1968年度以降は、縦割り入学方式後の入学生となるので、この扱いは行わなくなっていく。なおこの時期、大学入学志願者が増加したため、大学のキャンパス外に入試会場の補充を求めることになり、附属高校、次いで県立二水高校などの学外試験場を使うことが恒常化していく。学科別という点では、1966年より、従来の『法文学部論集法経編』を『法学編』と『経済学編』に分けて編集発行することになったことも指摘しておく。

経済学科の法制化は、哲学科・史学科・文学科の法制化と異なり、学生増と教官定員増を伴ったので、実際上も基準面積の上でも、教室・研究室の不足が生じた。このことを検討し事務局と交渉した結果、1967年1月、事務局分室を法文学部で使用できることになった。事務局分室とは、従来大学事務局及び学生部が使用していた旧陸軍師団司令部建物が、事務局建物を石川門近くに建築したことに伴い、その分室として、法文学部校舎の南に近接して残っていたものである。この建物を、教室4室、文科系専攻科学生研究室1室、職員組合事務室1室、残り2階4室を法学科学生自習室・集会室、階下3室を経済学科学生自習室・集会室として使用した。

なお、以上のような5学科体制の整備・法制化は、後述の大学院修士課程研究科の実現と並んで、学部分離の条件づくりが大きく進んだことを示している。

最後に、この時期の法文学部にかかわりの深いこととして、学長選挙のことを記しておく。金沢大学では初代の戸田正一学長の時代から、金沢出身で四高卒業生である前記の中川善之助を学長に推薦する声が度々あり、1961年には所属大学の事情で着任できないのではないかと観測が流れる中で最終投票まで進んだことがあったが、1967年の改選期に入ると、法文学部内で中川を推薦する声が大きくなった。同年6月7日の学部会における意見交換を踏まえて、同14日の学部会において推薦委員の間で協議した結果、全学的視野の見地から学長候補を中川（この時期は東北大学名誉教授、学習院大学法学部教授）に一本化するのが適当であるとする旨の発言が大沢衛学部長からあり、了承された。これについては、学部セクショナリズムに偏することなく、広く全学的支持を得られるように、他学部への協力要請を慎重になどの要望があり、同21日には、中川は辞退の意向との情報も報告されたが、結論的に中川一本で行くことが再確認された。科学技術重視に傾く世相の中で大学が難しい時代に入ろうとしている時だけに、大学人としての見識の高い文系の学長をとの期待が高まっていたからである。次いで、大沢推薦者有志代表の名で有権者に推薦文を送った。このような経過は、金沢大学の学長選挙においてははじめてのことであった。

投票の結果、学長候補に決定したが、中川は堅く辞退したので、評議会から大沢法文学部長と三由信二教育学部長が受諾懇請に行った。法文学部からは更に鈴木寛助教授も同行した。また、法文学部の学生有志の呼びかけで、学生会館二階ホールいっぱい学生達が集まって、受諾要請の決議をして学生を愛する中川を感動させる一幕もあった。中川が毎年法学科の集中講義にきて、学生から慕われていた故であった。中川がようやく受諾して

学長に就任した後、10月18日の学部会終了後、中川学長を囲む懇談会が開かれ、取り組み始めていた学部分離問題につき十分な準備が必要なこと、城内開放はあまり賛成できないことなどが話し合われた。なお、このような懇談会は全学部において行われた。

もう一つ、このころの卒業式関係の行事として、法文学部同窓会は、観光会館での卒業式・法文校舎での卒業証書伝達式の後で、完成したばかりの学生会館を会場にして、卒業祝賀・送別会と同窓会への歓迎のパーティーを行っており、恒例の行事としてかなり長く続いたことも記しておく。

### 3 大学紛争と法文学部（1966～1971年）

#### （1）学生会館をめぐる紛争

昭和40年代前半、全国の大学を揺るがした大学紛争は、金沢大学では学生会館問題が口火となった。1964（昭和39）年、学生会館建設の概算要求を文部省へ提出するに当たり、設計計画案とともに規程案が必要となり、全学補導委員が学生会館建設準備委員として準備会を組織し、各学部・教養部の学生代表の出席を求めて審議した。しかし、管理運営など主要事項について合意が得られないままに、全学教務委員会の了承を得た上で、学生部試案を概算要求に添付する結果となった。8月の文部省省議で概算要求が認められ、12月に学生会館建設専門委員会が設置され、建設予定地の再検討と設計図面の詳細な検討を経て、1965年8月に起工式が行われた。同年9月から正式に規程案の作成が開始され、前年度準備会の記録を土台に11月中旬に原案が固まり、同下旬から各学部と教養部の教官会議に報告し意見を求めた。これにあわせ、学生会館建設専門委員が各学部・教養部学生自治会、文化部、運動部各々2名からなる学生代表と、12月1日から翌1966年4月まで前後6回にわたって話し合いを行ったが、合意に至らぬまま時間切れとなり、5月4日の全学補導委員会において建設専門委員会の規程最終案が承認され、同6日の評議会を経て「金沢大学学生会館規程」が制定された。学生会館は1966年5月11日に開館することとなった。

この経過を不満とする法科自治会、理学部自治会、教養部自治会及び文化部代表ら学生代表約30名は評議会決定事項の撤回を要求し、石橋雅義学長はこれを拒否した。学生の実力行使を予測して5月10日は学生部職員が学生会館に宿直警戒に当たったが、11日午前2時ごろ一部学生が行動を開始し、30数名が事務室に進入し、3時ごろ机・椅子等でバリケードを築き外部との連絡を遮断した。軟禁状態にあった学生課長ほかの職員は、8時半ごろまでに館外に退出した。全学補導委員会は協議の結果直ちに学生代表に退去を命じたが、学生側は開館の延期を主張して退去を拒否した。同13日に学生・教職員に対し、学生

## 第4章 法文学部

会館の休館が公示され、15日から運動部委員会委員長による調停と占拠学生との話し合いが繰り返されたが成果はなく、19日の評議会は21日からの会館閉鎖、宿直の中止、事務職員の引き上げ、電気・水道・ガスの停止と事態静観を決め、この諸措置が実施された。

5月24日、一般学生への学生部長告示「会館の規程の趣旨と運営について」が出された。占拠学生は30日の退去を予告し、会館清掃のための水・電気の供給を求め、大学側はそれに応じ、学生は30日の朝退去した。補導委員会は運営協議会を発足させることとともに、開館の前に学生と打ち合わせ会を持つことの必要性を認めた。6月15日から23日にかけて3回の打ち合わせ会を行った結果、大学側と学生との間によりやく合意が成立し、学生会館は予定より3ヵ月遅れた7月1日午前9時に開館した。

しかし、1966（昭和41）年9月以降、占拠学生の処分をめぐるその余波が続いた。1966年11月16日の法文学部会に、補導委員会の提起した処分案（指導的學生4名の1ないし3ヵ月停学、7名の2週間停学、8名の戒告）が報告され、投票の結果賛成多数で処分が了承され、同月18日の評議会で法文学部学生7名を含む19名の処分が決定された。学生側は処分撤回を求めて団交を要求し、大学側はこれを拒否したが、その直後、学生部長が学生会館に連行され学生代表との話し合いを求められる事態が発生した。また、文科自治会は12月1日の学生大会でストライキを決議し、処分に対抗した。このように学生会館問題は、1964年から約3年にわたり城内キャンパスを揺るがせたのである。

### （2）70年安保・ジェット戦闘機の市内墜落と学生運動

1967（昭和42）年秋からは、ベトナム反戦や安保条約破棄をめぐる学生運動の報告が学部に登場するようになった。同年12月には11月20日反戦デモにおける法文学部学生2名の逮捕や羽田空港デモでの法文学生1名の逮捕、翌1968年6月には同月14日の安保破棄・ベトナム反戦デモにおける法文学生1名の逮捕と釈放、10月には10・21全国反戦デーの統一行動と学生の授業放棄の予想、続いて同月30日にも法文学部自治会学生大会と31日の授業放棄の予定が報告された。休講の是非や学生大会の取り扱いなどが学部会で審議されたが、翌年は波乱の幕開けとなった。

1969年1月はじめの学部会には、東京大学・東京教育大学の入試中止と学生の急増対策として、文部省から学生増募の要請があった旨の報告があり、同月末には全国的な学生運動の状況に関する意見交換が行われた。

そうした折、2月8日正午直前、泉2丁目の人家密集地帯に自衛隊小松基地所属のF104Jジェット戦闘機が墜落し、火災と爆風で死亡者4名・重軽傷者18名が出た上、民家14戸が全焼・全壊、10戸が半壊・半焼して114人が被災し、周辺70戸の窓ガラスが破損する大事故となった。翌日の緊急県議会運営理事会は十分な補償と援助、飛行コース規制などの抜本対策を求める声明を発表し、12日には反安保県実行委員会が県民大集会を開催して約5,000人が参加し、市内を抗議のデモ行進を行った。文科自治会はこの事件に抗議



して15日にストライキを組み、一部教官の入室を阻止した。26日の学部会には、このストライキの評価をめぐり文科学生自治会から学部長団交の要求があったが、自治会執行委員との懇談を行うことにした旨報告があり、27日に学生執行委員との懇談が行われた。

### (3) 自衛隊員の構内立入りと学生の抗議

1969(昭和44)年4月から学生の動きは激化した。4月20日小松基地の自衛隊員約20数人が空手審査会出席のため輸送車で構内に立ち入った。これに対し学生が抗議行動を起こし、22日午後、革マル系学生は学生課長、中核系学生は学生部長、民青系学生は学生部長・課長と、この事件をめぐる団交を行った。25日には革マル・中核系学生が本部事務局を封鎖した。法文学部では学生側が講座制の廃止や国文助手問題対策(後述)などの問題を取り上げていたため、28日の文科自治会のストに備え、校舎が封鎖された際は分館1号室を教官の集合場所とすることを、26日の学部会で申し合わせた。反安保・沖縄奪還を掲げる28日の1日ストに際し、法文の校舎は封鎖され、緊急学部会が招集された。5月7日学部会は、政治的目的の如何を問わず「学習と研究との自由をいちじるしく阻害する」校舎封鎖を批判し、自主的な判断と冷静な行動を学生に求める法文学部長名による「4月28日法文学部校舎封鎖についての声明」を採択した。

### (4) 大学立法と学部会声明

1969年5月に入ると、文科自治会は22日の学生大会で23日から25日までのストと校舎の封鎖を決議し、経済学科の学生も23日午後2時間のストを決行した。28日の学部会は「大学の運営に関する臨時措置法」を審議し、大学の自治を侵す恐れがあることの論議に加え、大学紛争の解決は教官の手で自主的に処理すべきことを申し合わせた。なお、臨時措置法案については、学生補導の立場からではなく教官自身の問題として意思表示すべきだとの認識から、6月25日の法文学部会は次の声明文を、賛同者の署名を添えて公表することを決定した。

#### 声 明

「大学の運営に関する臨時措置法案」は、大学が直面している諸問題の本質をみのがし、上からの行政的措置によってのみこれを処理しようとするものである。したがってこの法案は、問題を解決するどころか、かえって大学における学問研究および学習の自主性をおかすおそれがあるといえよう。いうまでもなく大学内部にもさまざまな問題と欠陥があり、それらが何ら改善されることなく現在におよんでいることはわれわれも十分承知しているところである。このような現状の克服にはいくたの困難をともなうことを覚悟しなければならない。

## 第4章 法文学部

大学内部の問題は大学を構成しているものが、自主的に解決すべき性格のものであり、一片の法令をもって解決されるべき性格のものではない。その間の苦悩がいかに長かろうとも、われわれは、自らの問題としてそれらを自主的に受けとめ、理性的な努力によって解決への道を見出していかねばならない。

以上の主旨に基づき、我々はこの法案の全面的撤回を要求するものである。右声明する。

### (5) 学部封鎖と学部長軟禁・確約書問題

大学立法や学部の問題をめぐる学生との話し合いは7月も続けられたが、9月26日教養部占拠学生が投石や火炎ピンの投入を行うという緊急事態が発生し、法文学部校舎はバリケード封鎖された。翌日から緊急学部会と教官会議が重ねられ、封鎖解除の申し入れが行われたが、文科自治会執行委員会とスト実行委員会は10月11日の学生大会まで「半バリ封鎖」を続行し、校舎を自治管理すると回答した。しかし、経済学部の集中講義が10月3日から始まるため、10月3日の緊急学部会は休会を交えて学生と交渉を進める傍ら、経済学科の講義受講生の入校擁護を図って講義の無事な開始を実現し、教官待機の緊急体制は一応解除した。しかし、封鎖はその後も続いた。10月17日の学部会には、中核派の教養部校舎からの退去と革マル派の占拠、教養部・学生部職員による退去要求の働きかけなどが報告された。21日の学部会には、20日学生大会における文科自治会の1ヵ月スト決議の報告に加え、文科自治会からの通告文「法文学部会の法文校舎内での開催は、自治会ストへの敵対行為であり入校教官の即時退去を要求する。但し、法経の授業はこの限りでない」旨の通告文の紹介があった。

同月24日の学部会において、封鎖の長期化と危険の増大に関する予測に従い、教官の宿直を22日から廃止すること、27日からは各学科の3分の1の教官が午後12時30分から午後5時まで登学すること、研究室は午後5時以降は閉鎖することが決定された。29日学部会では、国文助手問題、法文改革案、法文学部大学院構想、10月3日以降の学部長・学部会声明に対する文科自治会の公開質問状についての報告に加え、中核派の帰沢と法文襲撃の噂、革マル派学生の緊張態勢などについての報告があった。翌30日午前9時30分ごろ、分館集会室に文科学生約10名が入室し、前田慶穂・小牧純爾両教官と面談中の増井経夫法文学部長を強制的に20号教室へ連行し、団交取行中との掲示を掲げるという事態が発生した。西井克己教授を仮議長とする緊急教官会議が招集され、学生側に対して無条件釈放要求を重ねたが、交渉は不調に終わった。

午後9時30分になって増井はようやく釈放された。待機していた教官会議において、学部長は、学部声明の撤回と自己批判を要求されたがこれは拒否したこと、団交要求については学部会の手続きがあれば出ると回答したこと、確約書を要求され、11月7日午後1時からの文科自治会・同スト実行委員会主催の団交に、学部長・教務委員長・広報委員が出席する旨の確約書を作成したことの報告があった。11月6日の学部会では、評議会にお



いて団交の確約書を作成したことへの批判があったことの報告があった。なお、学部長からは、学生の行為は理不尽ではあるが話し合いは必要であり、学部の承認を得た上で話し合いを実施したいとの意向の表明があり、全教官が出席すること、時間制限を設けることなど、学生との話し合いの条件について種々の論議が行われた。話し合いは11月11日に行われた。翌日の学部会では、学生側が、学部会において確約書の意義について討議することを要求したこと、学部の傍聴を要求したことなどが報告されたほか、団交に出席した教官から個々に様々な状況認識の報告がなされた。同月19日の学部会では、確約書の問題に関する教務委員会の検討結果として、10・30確約書は学部会として認めず破棄する案が主要意見であった旨の報告があったが、学部会において見解を統一するには至らず、その後の懸案課題となった。

## (6) 紛争の収斂と授業再開への道

文科自治会は1969(昭和44)年11月20日の学生大会で10日間のスト延長を決議し、12月1日学生大会で無期限ストを決定した。同月11日には10・30確約書の確認、声明撤回、改革委員会の解散、大学院問題、広報委員会の解散、国文助手問題などに関する公開質問状が出された。同17日、学部会は賛成多数でこれに回答することを決定し、国文助手問題については教授会での検討を求めた。同25日の学部会では、教務委員会の回答案と教授会審議の不調を踏まえ、「確約書」の主体・内容・状況等について慎重に配慮すること、今後教官・学生間で合意に達した事項は尊重と具体化に努力すること、国文問題の基本認識が不十分であること、教授会が国文助手人事をめぐる遺憾な事実を認め反省すべきこと、こうした問題を生む現行制度と体質の早急な改革が必要なことを回答することが了承された。

12月に入って、卒業論文の締め切りや卒業見込みの問題が、学生側でも学部側でも強く意識されるようになった。1970年1月16日の文科学生大会では無期限ストが破棄され、1月末までのストも成立せず、1週間のスト延長だけが決議された。翌日の学部会で教務委員長は、スト解除後の1週間は現行どおり授業を行いつつ学生と話し合い、授業対策を考えたいと報告した。27日学生大会の翌日28日から哲・史・文学科の授業は再開された。教養部の前期試験は、2月2日から7日まで、学部への進学は、2月19日通知予定となった。哲・史・文学科の1969年度後期授業は、4年生は3月28日まで、3年生は1月28日から5月16日までの15週4日、2年生は2月20日から5月16日まで12週4日とし、1970年度は6月1日開始の方針となったが、2年生の12週4日は評議会で認められず、2・3年生の1969年度後期を5月31日までの14週2日とすることとなった。4年生に対し、8週間の授業をもって1学期とすることは承認できないが、大学の責任における卒業認定の差し戻しはしないとの文部省の意向が伝えられ、評議会は止むを得ないが前例とはしないという形で、この変則的な学年歴を承認した。

## 第4章 法文学部

'70年安保、大学立法、大学改革をめぐる紛争のピークはこうして過ぎたが、余波はその後も続いた。1970年4月24日、文科学学生大会当日午後の休講要求を学部会は認め、28日ストが決議され、スト当日は玄関に紙貼り封鎖が行われたが、封鎖は夜解除された。6月17日から24日までの文科自治会のストに際し再び封鎖が行われ、経済学科や法学科の学生も同23日に1日ストを実施した。10月21日の全国反戦デーにも法学科・経済学科・文学科の学生の集会やデモが行われた。11月には文科学学生が沖縄・入国管理問題で闘争委員会を結成したが、20日の学生大会は定足数に満たず学生集会に止まった。1971年5月末に経済学科自治会の届け出が受理され、7月はじめには法科自治会も結成された。しかし同年11月中旬、法科学生大会が流会となったほか、経済学科の授業放棄も実施されるには至らなかった。文科学学生大会も散会となった。これらのことが象徴しているように、学生運動は2～3の事件はあったものの、この後次第に下火となっていった。11月17日の市中デモで火炎ビンが投げられる事件が発生し、20日に石川県警中署の捜査官が約1時間にわたって文科学学生控室（自治会室）の捜査を行った。この捜査や助手に対する処分（後述）法文学部改革問題などをめぐり、文科自治会・同スト実行委員会から教授会への公開質問状が提出され、12月16日には、増井学部長を学生が約21時間学部長室に監禁するという事態も発生した。

# 4 内部改革の取り組み（1969～1977年）

## （1）学部教授会の一本化

法文学部は教授のみから構成される「教授会」と教授、助教授及び専任講師から構成される「学代会」の二重の意思決定機関を持った形で発足した。1949（昭和24）年12月制定の法文学部会議規程によれば、教授会は学科及び講座の増設・変更・廃止、教授・助教授・講師及び助手に関する人事、予算に関することなどを議決することになっている。一方、学代会の権限事項は、学生定員の決定、学科課程の編成・変更、講義の担当者・題目及び授業時間の決定、試験に関すること、学生の懲戒など、教育研究に関する事柄に限定されている。

教授会が人事、予算権を持ち、概算要求はもとより、教官の採用、助教授の昇格、教官の定員配置、助手の任免など、重要な決定を行う権限を専有しており、助教授以下の教官は学科会議において意見を述べる以外には、これらの決定に直接にかかわることができなかった。この問題については、現状を良しとする意見と、教授会に助教授及び講師を加えて一本化するのが大学の研究教育の現状に合っているとする意見との対立があった。1965（昭和40）年5月、法文学部組織検討委員会はこの問題について報告しているが、

教授会一本化の案と「教授教授会」を前提とし、教授に欠員のある場合には同科目の助教授または講師を加える改善案の両案併記の報告を行っている。

一本化問題が目覚ましい展開を見せたのは、全国的に大学紛争の嵐が吹き荒れ、金沢大学にも紛争の兆しが見え始めた1969（昭和44）年9月のことであった。当時の増井経夫法文学部長（1969年4月～1972年3月）が、法文学部会において学部管理の一本化について検討したいとする提案を行った。賛否両論の議論があったが、一本化の方向に関する意向投票を行ったところ、賛成36、否6、白票1となった。これを受け、一本化の問題については学部会において審議すること、さらにそのための委員会を設置することを決定した。委員会は、学部長に加え、法、経、哲、史、文の各学科について1名の委員を、5学科全体から5名の委員を、学部会で投票によって選出するという方法で選出した。

改革検討委員会と称することとなったこの委員会は、1970年2月、教授会の改革について二つの案の報告を行った。多数意見の案（第1案）は教授会を一本化するとともに、その権限の一部を常任委員会に分散する案であった。少数意見の案（第2案）は学科の自主性と教授の責任を強調し、教授欠員の場合についてのみ教授会に助教授・講師の参加を認める趣旨の案（第2案）であった。3月11日の学部会において、二つの案及びその他の席上での提案を含め論議の結果、第2案とその他の案は否決された。改革検討委員会第1案に関し、案全体の採否を決することを避け、基本となる条項（第1条）「本学部には教授会を置き、教授、助教授、講師で組織する」のみについて採決することとなり、この条項を可40、否3、白票2で可決した。長期間にわたる論議の末、翌1971年6月、「教授教授会」は教授会に専任の助教授及び講師を加えることを決定した。学部会もこれを承認し、教授会の会議規程を改正した。

改正した教授会規程に対し、金沢大学評議会から異議が出た。教授会の一本化が実現した場合、教授の人事に職階の上で下級にある助教授及び講師がかかわることになる。このことについて、評議会には上級人事に下級者が加わるべきではないとする強い意見があり、法文学部に対し改正会議規程の人事に関する条項は認め難いとする意向を示した。法文学部は直ちに反論し、会議規程は大学の管理規定を逸脱していないこと、上級人事の取り扱いについては学部内で意志統一がなされており、運営上の問題はないこと、また、運営については学部の自主性に一任するのが原則であると主張したがいれられず、1971年11月8日の評議会において、改正会議規程の条項の内、（第3条2項）「教授、助教授講師の人事に関すること」のみが留保の取り扱いを受ける結果となった。

第3条以外の点について評議会が会議規程を承認していることを受け、新たな会議規程に沿って教授会を発足させることに関し、多数をもって異議のないことを確認し、1971年11月10日、法文学部教授会は助教授及び講師を加えた新たな形で出発した。第3条の承認問題については、その後、第3条に但し書きを付し、教授の人事については教授が選考委員となることとする旨の提案を評議会に示したが、承認は得られなかった。評議会との対立を解消しないままでは人事の停滞を来すことが危惧され、法文学部教授会は12月8

## 第4章 法文学部

日、経過措置として、教官人事のうちの任用（採用、昇任、転任、配置換えなど）に関しては教授のみで審議することとし、選考委員及び任用人事の決定は教授のみで行うこととなった。

経過措置の採用と並行し、第3条の承認が得られていない状況のもとで、可能な限りの人事改革を進めるべく、人事選考方法などの検討が改革検討委員会を中心に進められた。1973年10月24日、第4次改革検討委員会は新たな人事選考の原則の提案を行った。すなわち、「教授会（拡大）構成員は、教育・研究について平等な権利をもち責任を負っている」という観点に立ち、人事に関する発議権・審査権は教授会構成員全員にあることを宣言するとともに、以下のことなどを提案した。

選考委員会（又は対策委員会）は教授会において全構成員の中から選出する。

人事の審議は教授会において行う。

ただし、人事の決定については、暫定的措置として、その可否を教授会において教授のみの投票によって決めるものとする。

論議の結果この提案は、可39、否8、白票4で承認され、この方向に沿って人事選考内規案の検討を進めることとなった。翌年4月24日、改革検討委員会は上の原則に沿った「法文学部教員選考に関する選考内規」を提案した。内規案の条項について幾つかの修正提案があったが、投票による採決により、委員会案が提案どおり承認され、即日施行された。人事の決定を教授のみによって行う暫定措置は、法文学部の分離改組がなされるまで続いた。

### （2）助手問題と助手の任期撤廃

1951（昭和26）年6月28日、法文学部教授会は助手の採用条件と任期について協議し、大学卒業者（新制大学卒業者も可）を対象とすること、採用の際に成績を提出すること、任期は2年（将来の地位は保証せず）とし、2年を経過したものは一応解任更新し、配当講座の既得権は認めないことを定めた。この決定は、翌年2月の教授会において再確認されている。1953年4月15日決定の法文学部助手勤務規程内規では、助手は教授、助教授及び講師の研究を助け、教授、助教授及び講師の命を受け学生の研究指導に当たるとともに、これら上位教官の指導の下に研究室及び実験室の管理を行うとされている。助手が教育研究の補助者であり、暫定的な雇用の対象であるとされていたことが分かる。こうした位置付けの反映か、法文学部発足当時の助手には女性が多く、またその勤務年限も短い。

1969（昭和44）年の2月には、金沢市内に自衛隊のジェット機が墜落した（前述）。この事件に加速された流動的な状況を背景に、東大紛争に端を発した大学紛争の波が各セクターの対立・確執を含んだ複雑な形で金沢大学にも顕在化し始めた。こうした騒然とした状況の中で、法文学部哲・史・文学科にかかわって、専攻科の試験と文学科国文助手の再任に関する問題が学生の糾弾の対象となるに至った。前者は専攻科の入試が恣意的に行われ



たとするものであり、後者は当時の国文学教室の教授が任期の満ちた助手の一方向的な罷免を謀ったとするものであった。法文学部教授会の体質を糾弾するという文脈でなされたこのピラによる告発（1969年3月）のうち、入試問題の方は比較的早期に収束した。しかし、助手問題は後を引いただけでなく、様々な激しい動きを引き起こした。その原因の一つは、この問題について法文学部が迅速に対応することが出来なかったことにあった。

助手の人事は教授会の専決事項であっただけでなく、小講座的な制度をとっていた哲・史・文学科の場合、助手の選考や任期の延長も関係学科目の教授の裁量に任されていた点で、独断的な運用がなされる危惧があった。しかしこうした理解は、教授教授会の大勢にはなり得なかった。この問題は関係教授の個人的な不手際によるものであるとする意見が多かった。また、助手問題の根が仮に助手の任期制にあったとしても、教授教授会が1951（昭和26）年の決定を廃棄し、直ちに助手の任期を撤廃するといった思い切った決定を行うことは望むべくもなかった。

1969年4月23日学部会において、川口久雄教授は助手罷免の意図はなかったなど、事情の説明を行い、国文学教室内部の問題として解決したいとの意向を述べた。しかし、ことの詳細について、国文学教室教官内部においてすら理解に一致が見られないなど、釈然としない状況が続いた。同年7月2日、問題の発生以来3ヵ月以上を経過した法文学部会において、国文学教室教官による問題の調査の報告がなされたが、その後で本当に助手に対する罷免言い渡しがあったのかどうかを、教授会において明確にするよう要望が出されている。この問題は、1969年11月27日に行われた学生と学部長との話し合い（学生側の言う「公開説明会」）をはじめ、学生一般に対する説明会の度ごとに学生の糾弾を受けることになった。

助手層からも、積極的な反応が現れた。1969年10月、問題発生以来6ヵ月が経過した時点で、法・経・哲・史・文学科の助手による「法文学部助手会」が結成された。助手会は同年11月に助手問題について法文学部改革検討委員会と第1回の話し合いを行い、「助手問題は教授会の問題である」とする見解を引き出したほか、学科主任とも話し合いを行い、翌年2月26日の第2回の話し合いでは「国家公務員として欠格事由ない限り首切りはしない」旨の回答を取り付けている。助手会は、1970年11月「助手の任期撤廃」への賛同署名活動に取り組み、翌1971年1月29日、法文学部教授会に対し助手任期の撤廃を申し入れている。学部長は教授会での検討を約束したが、教授会の決定は得られなかった。助手会は同年5月及び6月の2度にわたって学部会との話し合い（「団交」）を求めたが、話し合いは行われなかった。

同じ法文学部であっても、学科によって助手の位置付けに違いがあり、このことが助手問題の扱いを困難にしたことは、認めなければならないであろう。法学科や経済学科の助手は学科全体の事務助手的な扱いを受けており、主に事務的な仕事をしていた。一方、哲・史・文学科の助手は学科というよりは各学科目講座の助手であり、研究助手の性格が強かった。ちなみに、昭和40年代においても、哲・史・文学科の助手には、大学院修士課

## 第4章 法文学部

程修了者が多かった。1978年5月27日、学部会における授業時間割の審議を行ったが、国文学特殊講義とアメリカ文学演習に助手の名前が分担者として併記されていることについて異論が出た。議論の末、前記2科目を授業時間割から外す扱いをすることとなったが、助手が教官であるという認識がまだ一般的ではなかった当時の事情を反映している。

助手の任期問題は教職員組合も問題にするところとなった。1971年4月14日、金沢大学教職員組合から法文学部教授会に対し、助手の勤務内規及び任期の撤廃の申し入れがあった。同年6月、法文学部助手会のメンバーの一部が「法文変革者会議」(11月「法文助手会議」に改称)を結成し、全学的な共闘を求める運動を開始した。同年10月、法文助手会議は、教官の身分制、業績審査について学部会で取り上げるよう文書による申し入れを行った。10月27日の法文学部会ではこれらの問題について意見交換を行ったが、結論に達しなかった。11月8日、助手会議の5名のメンバーが決議書を持って増井経夫法文学部長と面談し、助手任期、カリキュラム、定員不補充、法文改革構想、昇任人事の評価問題に関する公開団交を要求するとともに、回答あるまで学部長室に座り込むと宣言した。この座り込みは、11月27日までの20日間続いた。

教授会一本化が実現した11月9日の最初の教授会(臨時)では、この座り込み問題が審議され、即時退去と指定の場所以外の掲示物の撤去を決定した。助手会議は、文書によりこの決定を拒否するとともに団交の要求を行った。11月10日教授会は退去のきっかけを維持するためのパイプ役を委嘱した。また、改革検討委員会が助手問題を取り上げることを教授会で確認した。11月16日、教職員組合法文分会が助手の任期制撤廃の要求書を提出した。11月24日、金沢大学教職員組合が助手の任期撤廃について2度目の要請を行った。また同日、理学部助手会が法文助手会議の公開団交要求を支持する旨の声明を発表した。11月24日法文学部教授会は、これまでの決定(1951年6月28日)と再確認(1952年2月14日)について検討し、文部教官として平等の立場から助手の任期を廃止することを決定した。1972年2月16日、法文学部教授会は、5名の助手に対し、法文学部長名で座り込み等について文書による厳重注意を行うことを承認した。4月26日、助手からは厳重注意について教授会において議題にするよう申し入れがあったが、承認されなかった。

1973年6月、助手の職が第2次定員削減の対象になったことに関係し、この問題について論議する教授会に助手の傍聴を認めるよう要求があった。法文教授会は、投票によりこのことを承認した。



## 5 学部の分離改組とキャンパス移転問題 (1967～1980年)

### (1) 大学院の設置と学部の分離改組

1963(昭和38)年8月、前述の組織検討委員会は、将来大学院を置くことを前提として、学科拡充の検討を進めるとの方針を報告している。教養部を設置し、専門学部性を高めた法文学部は、5学科体制法制化後の学部分離と大学院設置とを目指して歩み始める。その場合、およその傾向としては、哲・史・文3学科は概して大学院設置を求める動きが強く、法学科には複合学部の解消・学部分離に力点を置く発言が多かった。

1964年5月、学部会において、旧制大学の同種学部の移行状況を説明の上で、法学部及び文学部に分離拡充を考えてはどうかとの提案が学部長よりあり、議論の結果、多数の挙手によって2学部分離の概算要求を行うことを承認したが、実現しなかった。翌年は大学院設置及び学部分離は困難とみて見送り、翌々年の1967年に大学院設置と3学部分離及び学科の拡充を要求するが、文部省からは「学部分離は考えていない、大学院は厳選する」との回答が示される(前述の中川学長を困む懇談会の際の学長所見は、この状況の中でのものである)。いわゆる大学紛争問題が落ち着きをみせ始めた1970年7月、大学院設置の概算要求に対して、文部省より社会科学研究科と人文科学研究科とに修正して提出するのが適当との意向が示され、結局それは、1971年度に法学研究科設置(学生定員18名)と決定した。次いで、1972年度に文学研究科(学生定員32名)が設置された。これらの大学院各研究科の講座編成その他のことについては、各学部史に譲るが、この大学院研究科の設置は、法文学部が学部として充実してきたことを示すものとして、3学部分離の動きを加速させる。そして、以後毎年、法文学部の分離改組の概算要求を続けていく。ただし、それらの内容は、伝統的な講座編成の法学部・文学部・経済学部3学部の創設というものであって、それはなかなか実現しなかった。

こうした状況の中で、斬新な将来計画を示さないことには概算要求の実現はあり得ないのではないかとする意見が出てきて、1976年6月、法文学部将来計画委員会は、3学部分離だけでなく、より広い見地からの将来構想の検討が必要であるとの観点に立ち、全5学科にわたる教育課程の再編成、研究部の創設と研究部への教官のローテーション、大講座制の採用等を目指した全く新しい構想の提案を行っている。この提案は、文・法・経済3学部の分離創設と反対方向への改組構想を示しており、当然のこととして、従来からの学部分離要求との整合性が問題となった。論議を行ったが結論は得られず、将来計画の方向修正についての審議は打ち切りとなった。

## 第4章 法文学部

しかし一方で、客観情勢の大きな変化が既に始まっていた。同年3月、文部省の高等教育懇談会が『高等教育の計画的整備について』という最終報告書を出した。高度経済成長と大学進学者の飛躍的増加等の諸要因により、高等教育は量的に膨張してきていたが、この状況に対する将来計画の策定が数年前から始まっており、その一つの結実がこの報告書であった。この報告書は、1980（昭和55）年までの計画前期において、私立大学の内容改善に加えて、地方国立大学の整備充実を重要施策として提案し、理工系学部と文系学部との格差是正、文系複合学部の解消を提言しており、法文学部の分離改組の動きを大きく加速するものとなった。まず、これに反応して、熊本大学や岡山大学等のいわゆる「旧六」の大学において、その文系複合学部解消の動きが活発化し始めた。金沢大学全体としては、他方において、大学院（博士課程）自然科学研究科の設置も進めていた事情があり、同年秋、全学の将来計画を検討するための「将来計画検討委員会」を評議会の下に設置した。同委員会は、大学全体の将来計画を確定するため、翌年1月に各部局に対し、各部局の将来計画を策定し、提出するよう指示した。

法文学部は、ここにおいて本格的に学部の分離改組に取り組み始めた。1977年1月12日、学部会は2回の審議を経て「学部の拡充改組及びそれに関連する諸問題を検討する」委員会として「改組検討委員会」を設置した。その構成は、学部長（山田梁）、両評議員（野村敬造・田中富士夫）、法・経2学科からの各2名の委員（法：佐々木吉男・布村勇二、経済：進藤牧郎・伊藤喜栄（翌年に橋本哲哉））、哲・史・文3学科から各1名の委員（哲：田中加夫（翌年に佐藤嘉一）、史：佐口透、文：小島伊三男）及び教務委員長（深谷松男）となっていた。また、学部構成員はこの委員会を傍聴できることにした。各学科における3学部設置計画の実質的な審議につき、学部全体としての調整をすること、及び評議会その他の全学の関係委員会及び文部省との折衝について検討することが委員会の役割であり、それを考慮した委員構成とその運営であった。こうして同1月、法文学部は将来構想検討委員会に3学部分離構想案を提出する。学部改組を全学の計画の中に位置付けて推進することが始まったのである。

当初文部省は、前記各大学等がそれぞれ三つの学部を創設することについて、財政面から難色を示した。しかし金沢大学については、法文学部の2学部への分離では、結局新たな複合学部を残すことになるということから、それぞれの学科を母体とし、文・法・経済の3学部を設置するという方向に次第に固まっていた。この点では、法文学部の5学科法制化が完了していたことが大きな契機となった。ちなみに、経済学関係が学科として独立していなかったほかの大学では、経済学部の設置にまでは至らなかった。

この概算要求に対して、文部省が1977（昭和52）年9月、学部等改革調査経費を計上したことから、学部分離が軌道に乗ったことがはっきりした。相次いで調査活動がなされた。学識経験者（伊藤正巳東大教授、永井道雄中教審委員、西嶋定生東大教授）を講師とする学部改組についての研究会、他大学学部の調査（8カ所）第二部を持つ他大学の事務組織の調査（事務官派遣）、金沢大学将来計画関係の委員会との意見交換及び、1979年度

に法学部・文学部として改組発足する熊本大学法文学部の鎌田浩学部長・同斎藤一裕事務長を講師とする研究会（1979年2月）などである。

これらを踏まえ、調査報告書（1978年3月）は、学部分離改組の必要性と目的について次のように記している。「近年における学問分野の多様化とそれに如何に対応するか、また学問の細分化と総合的あるいは学際的研究の必要性、それらに見合う教育体制の改善、これらの諸問題の解決は大学人に課せられた任務であり、大学は制度と組織においてそれに応えうように改革されなければならない。」「『法文学部』といういわゆる複合学部の評価に関しては（中略）経験的に言えることは、複合学部はある一定の枠内、一定の規模の中ではじめて柔軟且つ十全に機能するということである。」「受験生の側に立って考えると、法文学部の性格がいま一つ不明確であることは否定できない。」「明確な目的意識をもった学生をより多く期待する大学として、先ず学部そのものが明確な性格と目的を掲げることが先決であろう。」など。

1978年度概算要求から、文学部、法学部及び経済学部の教育研究組織と教育課程の計画案はいずれも本格的な検討に基づく特色あるものとなり、それが文部省との折衝において一層整ったものになっていく。ただし、これらの新学部構想と3学部設置の経緯については、各学部の50年史において記述されているので、ここでは省略する。もう一つは、事務組織のことがある。事務組織については、文部省から「3学部1事務制」が示唆され、1978年3月の文部省との折衝を経て、1事務制を前提とする3学部創設の具体案づくりを進めることになった。

しかし、1978年5月、一連の文部省との折衝に基づいて1979年度概算要求案を作成し、教授会で承認したその直後に、重大な問題が生じた。敷地問題である。創設する三つの学部の敷地に関し、城内キャンパス内での校舎建設が不可能であるとされたことの認識をめぐって議論が紛糾し、学部の合意を形成することができなかつたのである。1979年度概算要求は、敷地問題が隘路となり、7月段階で文部省において保留の扱いとなった。9月に向けて学部の合意形成の努力が重ねられたが、敷地の候補を挙げることができず、1979年度概算要求による学部分離は見送られることになった。その9月、改組準備費に切り替わって改革調査費が配当されることの示達があり、1979年度概算要求に向け、敷地問題を解決することが焦眉の急となった。この問題は、その後の金沢大学の発展を直接左右したキャンパス総合移転となつていったのであり、その問題の発端、経緯及び解決については記すべきことが多いので、項を新たにして叙述する。

なお、この時期、分離改組問題等のため学生への配慮が重要になったことに加え、学部長が極めて多忙になったことを考慮し、教務補導関係の組織を強化する観点から、それまで各学科選出の教務委員の互選であった教務委員長を、1976年度から、教授会で投票によって選出することになった。このことは改組の時期まで続いた。

## (2) キャンパス問題

学部分離の論議が盛んに行われていた段階においても、法文学部メンバーの敷地問題に関する認識は相当に現実からかけ離れた、楽観的なものに止まっていたように思われる。1979年度の概算要求に向け、3学部分離の案を最終的に策定する大詰めの段階においても、法文学部教授会の大方のメンバーは金沢城内の現有地に分離後の校舎が建設されるものと暗黙のうちに信じていた。ちなみに、1978（昭和53）年5月2日の教授会では、文学部は分離の暁には当時の法文校舎を使用する、法・経両学部は現有敷地内（城内キャンパス）に新校舎を建設するといった意見が述べられたほか、1979年度概算要求には「敷地は現有地とし、必要面積だけを要求書に書き込む」という、切迫感に欠ける決定を行っている。

法文学部メンバーの大方の理解と異なり、城内に永久建築物を建てることはもはや不可能であるという認識が、教官の一部、特に大学首脳部の一部には既定のものとなっていたと思われる節がある。5月2日の教授会の席上、山田梁法文学部長（1976年4月～1980年3月）は、城内に永久建築物は建てられないと発言したにもかかわらず、その根拠についての追及質問には明確な答えを行っていない。そのほかにも、城内での建築が不可能であることを金沢大学として認めたことを示唆する事実のあることが、その後判明した。1975（昭和50）年12月22日開催の第12回金沢大学施設環境整備委員会では、理学部及び教養部の増築計画について審議し、城内の職員宿舎の移転・発掘調査を前提に、宿舎用地に両部局の建物を建設することとし、事情に変更のあった場合には再度委員会を開くことを定めている。

教養部の建物は、その後建設されてはいない。増築計画を放棄したことにはそれなりの理由、上記の決定では「事情の変更」があったはずであるが、このことに関する委員会は開催されておらず、城内に永久建築物を建設することが不可能であるとされていることについて、またその理由について、全学的に明らかにされることはなかった。1978年6月21日の法文学部教授会において、山田学部長は第14回施設環境整備委員会について報告し、第12回委員会の決定は実現しなかったこと、文化庁が城内に永久建築物を建てることを承認しないという事情のあることについて説明した。同年6月9日、学長、事務局長、経理部長ほかが文部省に出向き、文部省大塚審議官ほかとこの問題について協議した。その結果、文部省が城内での建設は不可能であると考えていること、法文学部には新しい敷地を見つける気迫でやって欲しいと考えていることが明らかとなった。

1979年度概算要求を策定する大詰めの段階、いわば学部分離について引っ込みのつかなかった段階になって、こうした事情が明らかになったことに対し、法文学部内には相当の反発が起こった。このほかにも、大学首脳部には不手際があった。こうした重要な問題について大学としてどのように対処するのか、全学的な議論を十分に行わなかっただけでなく、この問題について全学的な合意を形成するための努力を行おうとはしなかった。



このことはキャンパス問題に関し、各部局が疑心暗鬼で行動する結果を招き、その後の様々な局面において、率直なキャンパス論議を困難にする遠因となった。

表4 - 2 城内地区資格面積一覧  
1978.6.12  
第14回施設環境整備委員会資料

	資格面積
法 文 学 部	451m <sup>2</sup>
理 学 部	1,283
教 育 学 部	4,485
一 般 教 養	1,018
大学事務局庁舎	1,159
大 学 図 書 館	2,497
大学屋内運動場	306
大 学 講 堂	2,550
大学福利施設	746
保健管理施設	82
学部等設備室	1,362
研究所等設備室	16
本部等設備室	449
小 計	16,404

法文学部分離が決定される以前の1978（昭和53）年当時の敷地状況について、資料を表4 - 2に示した。1978年6月12日、第14回施設環境整備委員会に提出された資料である。当時、資格面積との差が最も大きく、増築の必要性が最も高かったのは教育学部であり、理学部と教養部がそれに次いでいたことが分かる。城内に永久建築物が建てられないことが本当であったとすれば、増築の計画は直ちに城外移転を意味する事情にあったことになる。これが原因であったのか、法文学部の分離に伴い新たに敷地の確保が必要になることが予測される段階においても、この敷地不足状況に対する大学の方針は定まっていなかった。当時の状況からすれば、分散キャンパスの統合を意図する総合移転を提案することが最も合理的な対応であったと思われるが、1978年6月段階では、まだそうした方向性は示されていなかった。

城内での新校舎の建設が不可能であるとされた事態において、法文学部は総合移転への合意形成を視点に入れた決定を行った。1978年7月5日、法文学部教授会は「学部内の共通意思の形成及び他学部との共通問題としての認識を高めることに努力しつつ、城外を含めて、3学部分離に伴う教育・研究上の諸条件に合致する敷地を求める」方向を明らかにした。しかし、敷地問題に関する展望が明らかでなかったことにより、昭和54年度の3学部分離概算要求は繰り延べとなった。

敷地問題に関する全学的な検討は、その後もしばらく迷走状態を続けた。同年10月9日開催の第5回キャンパス問題に関する専門委員会において、法文学部長は、全学的見地から法文学部改組に伴う敷地問題を検討するよう訴えた。これに対し、「法文学部がキャンパスを移転するという態度を決しない限り、各部局の態度も決定しかねる」という判断が委員会で示された。10月20日の将来計画検討委員会において、豊田文一学長（1973年10月～1979年9月）から「将来の長期計画として総合移転に努力する。キャンパスに関する専門委員会はさしあたりこの方針で取り組んで欲しい」旨の意向表明がなされた。法文学部は、学科別の討議、法文学部キャンパス及び施設問題委員会での検討を踏まえつつ、学部全体の合意形成のための協議を重ね、11月15日未明に及び教授会において、次のとおり学部としての態度表明を行った。

法文学部教授会は、2年度にわたる調査費及び来年度の準備費という経緯と事態を踏まえ、

## 第4章 法文学部

法学部、経済学部、文学部を昭和55年度に発足させることを確認した。

この確認を大前提とし、三学部創設に伴う敷地について、教授会において審議を続ける一方、三学部の母体となる法学科、経済学科、哲・史・文学科においても鋭意検討してきた。

その結果、三学部の母体となる上記学科において下記の意向に達した。

教授会の審議の結果、教授会としてこれを了承するとともに、三学部の1980年度発足を期し、キャンパス問題に関する専門委員会に提出することを決定した。

### 記

#### 法学科

適地条件及び候補地について、ただちに検討に入る。

適地に移転することにやぶさかでない。

#### 経済学科

現時点では即時無条件移転せよという意見はなかったが、条件次第では、移転する用意がある。その条件については、目下検討中である。

#### 哲・史・文学科

哲・史・文学科は、総合性を前提とした移転を考えている。

イ 丸の内団地を中心として総合性を備えた移転拡張を要望する。

ロ 丸の内団地の総合移転、その第一段階として法文学部の移転を位置づける。

ハ 総合性を考慮しつつ、まず法・経・文三学部と図書館等の移転を求める。

11月17日の第371回評議会において、総合移転の方向が確認され、敷地について金子曾政学長が関係機関との折衝を開始することが承認された。翌1979年3月、石川県からキャンパスの候補地が提示され、法文学部でも候補地が適地かどうかを中心に検討が進められた。候補地の組み替え案要求、新たな候補地の提示要求、候補地に関する必要な資料の提示など、キャンパス問題に関する専門委員会とのやり取りが続いた。第18回専門委員会では、堀尚一委員長（理学部教授）が候補地の一つ、三小牛<sup>みつこうじ</sup>を候補から外す提案を行い、代理出席した鈴木一雄教授が退席する一幕があった。検討を進めるうち、金川、角間、三小牛の三つの候補地が浮かび上がってきた。法文学部はこれらのすべての候補地について批判的であったが、各部局の判断が求められた段階において「三小牛」を投票によって決し、推薦するとともに、三候補地に関する問題点、要望、条件を資料として提出した（1979年10月24日教授会）。しかし、全学的な検討の結果、角間地区が総合移転の候補地として決定され、文・法・経の3学部は、移転の第一陣として角間に移転することになる。

### （3）3学部創設準備室の設置から法文学部の廃止へ

1979年度に改組準備費が計上されたことに伴い、敷地問題の解決の方向も定まった1979年3月、改組準備の体制づくりが行われて、従来の法文学部改組検討委員会を解消

し、法学部創設準備室（代表者佐々木吉男教授） 経済学部創設準備室（代表者山村勝郎教授） 文学部創設準備室（代表者鈴木一雄教授）が設置された。また、創設準備室相互の連絡及び文部省等からの連絡・情報等に迅速に対応するため、改組連絡会議を随時開催することになった。他方、3学部に通ずる諸問題を検討する委員会として、法文学部教授会に、キャンパス及び施設問題委員会、教養部交渉委員会、事務組織検討委員会、広報委員会及び図書施設委員会を設置し、各創設準備室より選出されたそれぞれ2名合計6名の委員で構成された（ただし、事務組織検討委員会には事務職員も加わった）。こうして、改組の具体的な作業が進められることになった。

その中では、教養部との交渉の問題が大きい。1978年4月12日、教授会は学部長と教養部交渉委員6名（3学部の母体となる学科から各2名選出）からなる教養部交渉委員会の設置を決定した。問題は、3学部の新設により学生定員が増加することとなり、教養教育担当者の相当の負担増となる。入学定員増により教養教育担当教官が学生20名につき1名定員増となるが、負担増に対応するにはこれでは不十分である。文・法・経済学部配当される教官定員の中から、学生10名当たり教養教育担当教官1名プラス・アルファとなるよう、定員を貸与されたいという要請が教養部から出され、これが容れられなければ、評議会で3学部設置案に反対せざるを得ないという主張がなされた。当時評議会においては、学生定員の増加を伴う概算要求には教養部の了承を必要とするとの申し合わせがあったので、これについて根気強い折衝が続いた。そして1年後、3学部分離の実現が間近に見えてきた1979年6月になって、完成年次以降に法学部2名、経済学部2名、文学部1名を事務局を通して教養部に貸与すること、その実行は各学部の充実度を考慮しつつ行うことなどの基本的合意に達して、基本的にこの問題をクリアすることができた。もっとも、その実現は新3学部発足後であるから、3学部発足後も当番学部長が中心となり、その後も教養部との交渉を続けた。

また、学部分離問題と3学部の計画案あるいはキャンパス問題については、法学科・経済学科学生自治会及び文科学生自治会より度々説明要求があり、学部長あるいは教務委員会において対応し、また学部別に各準備室長が説明会を行ったりしたが、それは特にキャンパス移転問題において重要なことであった。

このような経緯があって、1980年度概算要求が認められ、1980年4月より文学部・法学部・経済学部の創設が決定した。同年1月16日、3学部につきそれぞれの母体となる学科所属教官により構成される設置準備委員会が設置された。この委員会において、前年から精力的に進めてきた新設ポストの教官選考を正式決定し、各学部規程、各学部教授会規程、各学部長候補者選考規程等の審議決定をし、各学部長・評議員を選出して、1980年4月からの発足を迎えたのである。

文学部・法学部・経済学部の3学部改組された法文学部は、1980年4月をもって新入学生の受け入れを停止した。在籍学生のある間は、各学部教授会が関係の法文学部各科学士の教務その他の事項を審議決定し、法文学部長及びその評議員は3学部の学部長及

#### 第4章 法文学部

び評議員が輪番で兼任した。そして最終的には、1989（平成元）年4月1日、学年進行に伴う廃止となって、金沢大学法文学部はその幕を閉じた。約40年の歴史であった。

表4 - 3 法文学部歴代学部長・評議員

学部長	評議員	評議員
鳥山喜一(49.5.31～49.7.15) (昭和24)		
伊藤武雄(49.7.16～52.12.2)		
伊藤武雄(52.12.3～53.6.30)		
西井克己(53.7.1～54.12.2)	清水兼男(53.5.1～55.4.30)	窪田敏夫(53.5.1～55.4.30)
西井克己(54.12.3～55.7.11)		
神保龍二(55.7.11～57.7.10)	石井俊之(55.5.1～57.4.30)	伊藤武雄(55.5.1～57.4.30)
神保龍二(57.7.11～59.7.10)	石井俊之(57.5.1～59.4.30)	伊藤武雄(57.5.1～59.4.30)
神保龍二(59.7.11～61.7.10)	石井俊之(59.5.1～61.4.30)	小原度正(59.5.1～61.7.10)
小原度正(61.7.11～63.7.10)	石井俊之(61.5.1～63.4.30)	神保龍二(61.7.11～63.4.30)
		大津有一(63.5.1～63.7.10)
大津有一(63.7.11～65.7.10)	石井俊之(63.5.1～65.4.30)	鬼頭英一(63.7.11～64.3.31)
大津有一(65.7.11～67.3.31)	三島宗彦(65.5.1～66.12.31)	大沢 衛(64.4.1～67.3.31)
大沢 衛(67.4.1～69.3.31)	石井俊之(67.1.11～67.4.30)	清水兼男(67.5.1～69.4.30)
	西井克己(67.5.1～69.4.30)	
増井経夫(69.4.1～71.3.31)	佐藤 進(69.5.1～71.9.30)	西井克己(69.5.1～71.4.30)
増井経夫(71.4.1～72.3.31)	前田慶穂(71.11.10～73.4.30)	西井克己(71.5.1～73.4.30)
進藤牧郎(72.4.1～74.3.31)	安藤次郎(73.5.1～75.4.30)	山田 梁(73.5.1～75.4.30)
進藤牧郎(74.4.1～76.3.31)	前田慶穂(75.5.1～77.4.30)	山田 梁(75.5.1～76.3.31)
山田 梁(76.4.1～78.3.31)	野村敬造(77.5.1～79.4.30)	田中富士夫(76.4.1～79.4.30)
山田 梁(78.4.1～80.3.31)	進藤牧郎(79.5.1～80.3.31)	鈴木一雄(79.5.1～80.3.31)



表4 - 4 法文学部略年表

年月日	事項	関連事項
1949. 5.31 (昭和24)	金沢大学開学、法文学部発足(大手町1の1) 法学科(完成時12学科目、入学定員200名) 文学科(完成時17学科目、入学定員100名)	第四高等学校閉校 (50.3.31)
53. 4. 1	学内措置として法学科(8学科目)、経済学科(4学科目)、哲学科(4学科目)及び文学科(9学科目)の5学科により運営することとなる。また、この年度より『法文学部論集』を発行。	
54. 4. 1	この年より法学科(200人)と文学科(100人)を分離募集し、その入学を決定。	
58. 4. 1	法文学部専攻科設置(法学専攻8名、文学専攻12名) 入学定員改訂 法学科(200人 180人) 文学科(100人 90人)	
60. 6.16	安保改定反対のため学生大会で17、18日の全日授業放棄を決定し、法文学部自然休講。	第一次安保条約改定
62. 7.21	法文学部校舎を城内旧二之丸に移転新築する起工式。	教養部棟一部焼失
63. 2.27	教養部専任教官制導入に伴う教官定員の移行振替を承認。	
63. 5.	新校舎への引っ越し。	
64. 4. 1	文学科を哲学科(20人)、史学科(20人)、文学科(50人)に分離改組。	教養部専任教官制
65. 4. 1	経済学科の設置(入学定員100人)	
66. 5.16	『法文学部論集法経編』を法学編と経済学編に分割することを決定。	学生による学生会館の封鎖(5.11~31)
69. 9.24	学部に於いて改革検討委員会を設置。	大学紛争(69~70)
69. 9.26	文科自治会・同スト実行委が法文学部校舎を封鎖。	
69.10.30	文科学生が学部長を強制拘束。	
69.12. 1	文科自治会学生大会無期限スト決議。	
70. 1.28	哲・史・文三学科授業再開(昭和44年度後期授業は、5月16日まで。昭和45年度授業は、6月1日開始)	
70. 3.11	学部に於いて教授・助教授及び講師で教授会を組織する旨の、いわゆる教授会一本化の方針を決議。	
71. 4. 1	大学院法学研究科(修士課程、9講座入学定員18人)を設置。	
71. 6. 9	教授会において教授会一本化の教授会規程を可決。	
71.11.10	新組織の教授会発足。	
71.11.24	助手の任期の廃止を決定。	
72. 4. 1	大学院文学研究科(修士課程、16講座入学定員32人)を設置。	
72. 4. 1	法文学部2号館を増築。	
74. 4.24	「教員選考に関する内規」を可決施行。	
77. 1.12	学部の拡充改組につき改組検討委員会を設置。	
78.11.15	学部の分離改組につき条件付で総合移転の方針を決定。	
80. 4. 1	法文学部の分離改組(文学部、法学部、経済学部の設置)	
89. 4. 1	学年進行完了に伴う法文学部の廃止。	

